

足利市地域防災計画

災害応急対策編 (風水害)

令和6(2024)年3月

足利市防災会議

災害応急対策編（風水害） 目次

<風水害応急対策のタイムライン>.....	5
第1章 市の防災体制	8
第1節 災害対策本部等の設置及び職員配備等.....	8
第1 市の災害対応体制.....	8
第2 市職員の配備体制等.....	9
第3 業務継続性の確保.....	12
第2節 水防活動の組織・体制【水防計画】	13
第1 市の水防活動組織.....	13
第2章 通信・連絡手段及び情報伝達・広報活動.....	14
第1節 通信・連絡手段の確保.....	14
第1 情報連絡体制の確保.....	14
第2 放送要請	15
第2節 防災情報の伝達	16
第1 気象通報【水防計画】	16
第2 土砂災害警戒情報.....	17
第3節 河川情報の収集・伝達【水防計画】	18
第1 指定河川の洪水予報等.....	18
第4節 ダム操作情報の収集・伝達【水防計画】	24
第1 ダム操作の通報連絡.....	24
第5節 被害状況等の調査・収集・報告.....	25
第1 異常現象・被害情報等の通報.....	25
第2 被害情報等の収集.....	25
第3 県等への報告	26
第6節 広報活動	27
第1 広報活動	27
第2 市の広報活動	27
第3章 災害の拡大防止	29
第1節 水防活動【水防計画】	29
第1 水防活動の実施	29
第2節 土砂災害・浸水・異常降雪等の被害拡大防止.....	33
第1 土砂災害の拡大防止.....	33
第2 風倒木等対策	33
第3 浸水・異常降雪時の対策.....	33
第4章 外部支援の要請等	34
第1節 県との連携	34
第1 連携体制	34
第2節 他自治体等に対する応援要請等.....	35
第1 応援要請の実施	35
第2 受援体制の確保	36
第3 応援派遣	36
第3節 水防活動に係る協力体制等【水防計画】	37
第1 足利市と栃木県足利警察署及び足利市建設業協力会との協定	37
第2 中橋両岸部の水防活動に関する足利市と渡良瀬川河川事務所及び安足土木事務所との確認書.....	37
第3 水防協力団体	37
第4 栃木県と群馬県との協定.....	37
第4節 自衛隊に対する災害派遣要請.....	39
第1 自衛隊の災害派遣要請.....	39
第5節 災害救助法の適用.....	41

第1	災害救助法の適用基準	41
第2	災害救助法の適用手続	41
第3	災害救助法適用事務の運用	42
第5章	避難対策・要配慮者支援	44
第1節	避難対策	44
第1	避難指示等の発令	44
第2	避難所の開設・運営	47
第3	在宅避難者等の支援	48
第4	帰宅困難者対策	48
第5	広域避難・一時滞在	49
第6	被災者台帳の作成	51
第2節	要配慮者の支援	52
第1	要配慮者の避難支援	52
第2	福祉避難所の運営	52
第3	要配慮者の生活支援	53
第4	応急保育	53
第5	外国人への対策	54
第6章	救急・救助・医療・緊急輸送等	55
第1節	救急・救助活動	55
第1	市民及び自主防災組織の活動	55
第2	市の活動	55
第3	消防相互応援等	56
第4	消防、警察、自衛隊の連携	56
第2節	医療救護活動	57
第1	実施体制	57
第2	緊急医療	57
第3	健康管理活動	58
第3節	緊急輸送活動	59
第1	実施体制	59
第2	緊急交通路等の確保	59
第3	輸送手段の確保	60
第4	燃料の確保	61
第5	輸送拠点の確保	61
第4節	食料・飲料水・資機材等の調達・供給活動	62
第1	基本方針	62
第2	食料等の調達・供給	62
第3	給水活動	63
第4	生活必需品等の供給	64
第7章	保健衛生・廃棄物処理	65
第1節	保健衛生活動	65
第1	保健衛生対策	65
第2	遺体取扱対策	67
第3	動物取扱対策	68
第2節	災害廃棄物処理活動	70
第1	災害廃棄物の処理	70
第2	住居内障害物の除去	72
第3	災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去	72
第8章	インフラ施設等の応急対策	73
第1節	インフラ施設等の応急対策	73
第1	輸送関係施設の対策	73

第2	ライフライン関係施設の対策.....	75
第2節	危険物施設等応急対策.....	81
第1	市の対策.....	81
第2	県の対策.....	81
第3	河川管理者等の対策.....	82
第4	危険物等取扱事業者の対策.....	82
第3節	農林業関係対策.....	84
第1	農地・農業用施設等の応急対策.....	84
第9章	教育・社会文化施設等の応急対策.....	86
第1節	学校の応急対策.....	86
第1	応急措置.....	86
第2	応急時教育の実施.....	86
第3	学用品の調達・給与.....	87
第2節	社会教育施設の応急対策及び文化財の保護.....	88
第1	社会教育施設における応急対策.....	88
第2	文化財の保護.....	88
第10章	市民生活の維持・再建に資する応急対策.....	89
第1節	家屋被害調査.....	89
第1	家屋被害調査の実施.....	89
第2節	住宅応急対策.....	90
第1	実施体制.....	90
第2	公営住宅等の一時供給.....	90
第3	応急仮設住宅の供給.....	90
第4	被災住宅の応急修理.....	91
第3節	孤立集落の応急対策.....	92
第1	孤立実態の把握.....	92
第2	通信体制の確保.....	92
第3	生活必需物資の供給.....	92
第4	道路の応急復旧.....	92
第4節	災害相談・災害ボランティア・義援金等の受入.....	93
第1	災害相談.....	93
第2	災害ボランティアの受入・活動支援.....	93
第3	義援金・寄付金の受入・配分.....	94

<風水害応急対策のタイムライン>

関係機関	発災前	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
各部（共通）	【1.1.2】 職員の動員・配備 【1.1.3】 業務継続性の確保 【2.1.1】 情報連絡体制の確保 【1.2】 水防活動組織の確保 【4.5.3】 災害救助法適用事務の運用（避難所等）	【3.1.1】 水防活動（避難等） 【2.5.2】 被害状況等の収集、調査	【4.4.1】 自衛隊の災害派遣要請（受入） 【4.2.1】 関係機関・団体への協力要請 【4.5.3】 災害救助法適用事務の運用（全般） 【6.3.1/3】 緊急輸送	【5.1.5】 県外からの避難者の支援 【6.4.2】 給食（需要把握）	【10.4.2】 専門ボランティアの受付	
緊急地区隊	【1.1.2】 職員の動員・配備 【5.1.2】 避難所の開設・運営					
総合政策部 ※危機管理課兼務 職員を含む	【2.2/3】 気象情報・河川情報の収集・伝達 【3.1】 水防活動 【4.1】 県との連携 【2.1.2】 放送機関への要請 【5.1.1/2】 避難指示等の発令、避難所の開設（指示） 【5.1.4】 帰宅困難者対策（一斉帰宅抑制の広報等） 【2.6.1/2】 広報活動	【2.5.3】 県への災害報告 【4.2.1】 県、他市町への応援要請 【4.4.1】 自衛隊の災害派遣要請 【4.5.2】 災害救助法の適用手続き 【6.3.3】 航空輸送、鉄道輸送の要請 【8.1.2】 ライフライン対策（送電停止要請）	【4.2.1】 指定地方行政機関への職員派遣要請 【10.3.1】 孤立実態の把握	【5.1.3】 在宅避難者等の支援（指示） 【5.1.5】 広域一時滞在（要請、受入） 【10.3.2】 孤立地区の通信確保	【5.1.6】 被災者台帳の作成 【10.4.3】 寄附金の受入れ	
行政経営部		【4.2.2】 受援体制の確保 【5.1.1/2】 避難指示・避難所開設等の周知 【6.3.3/4】 輸送手段・燃料の確保	【4.4.1】 自衛隊災害派遣（宿舎あっせん） 【4.5.3】 災害救助法適用事務（とりまとめ）		【10.1.1】 家屋被害調査	
健康福祉部	【2.2.2/2.3.1】 土砂災害警戒情報・水位周知情報の伝達（要配慮者利用施設） 【5.1.1】 避難指示等（要配慮者の支援） 【5.2.1】 避難行動要支援者の避難支援 【5.1.2/5.2.2】 福祉避難所の開設・運営	【5.2.4】 保育施設の応急対策 【6.1.2】 救急活動（医療救護班の派遣等） 【6.2.2】 緊急医療		【5.1.3】 在宅避難者等の支援 【5.1.5】 広域一時滞在（避難所の開設） 【6.2.3】 健康管理活動 【5.2.3】 要配慮者の生活支援 【6.4.2/4】 給食・生活必需品等の支給（要配慮者の支援）	【7.1.1】 保健衛生対策 【10.2.3】 応急住宅の管理運営支援	
生活環境部	【5.1.4】 帰宅困難者の支援（外国人）		【5.1.2】 外国人避難者の支援 【7.1.2】 遺体の収容、埋火葬 【7.2.1】 災害廃棄物の処理 【10.4.1】 災害相談対応	【5.2.5】 要配慮者支援（被災外国人） 【7.1.3】 動物の保護 【10.4.2】 災害ボランティアセンターの設置協力等	【5.1.5】 広域一時滞在（コミュニティ支援） 【7.1.1】 保健衛生対策（防疫活動等） 【7.2.3】 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去	【10.2.3】 応急住宅の管理運営支援

（注）【1.1.1】は、第1章第1節第1に当該対策の記載があることを示す。

関係機関	発災前	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
各部（共通）	【1.1.2】 職員の動員・配備 【1.1.3】 業務継続制の確保 【2.1.1】 情報連絡体制の確保 【1.2】 水防活動組織の確保 【4.5.3】 災害救助法適用事務の運用（避難所等）	【3.1.1】 水防活動（避難等） 【2.5.2】 被害状況等の収集、調査	【4.4.1】 自衛隊の災害派遣要請（受入） 【4.2.1】 関係機関・団体への協力要請 【4.5.3】 災害救助法適用事務の運用（全般） 【6.3.1/3】 緊急輸送	【5.1.5】 県外からの避難者の支援 【6.4.2】 給食（需要把握）	【10.4.2】 専門ボランティアの受付	
緊急地区隊	【1.1.2】 職員の動員・配備 【5.1.2】 避難所の開設・運営					
産業観光部	【3.2.1】 土砂災害の拡大防止 【5.1.4】 帰宅困難者対策（一時滞在施設の開設）	【6.3.5】 物資集配拠点の確保		【5.1.3】 在宅避難者等の支援 【6.4.2/4】 給食・生活必需品等の供給 【10.3.3】 孤立地区の生活物資支援	【7.2.3】 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去 【8.3.1】 農地等の応急対策 【7.1.3】 家畜対策	
都市建設部	【3.2.1/2】 土砂災害の拡大防止（警戒）・風倒木対策 【3.2.3】 異常降雪対策 【8.1.1】 輸送関係施設対策（道路）	【6.3.2】 緊急輸送道路の確保 【8.2.3】 危険物等応急対策（河川・水路等への漏洩）	【3.2.1】 土砂災害の警戒（被災宅地危険度判定） 【10.3.1/4】 孤立実態の把握・道路の応急復旧	【10.2/3/4】 住宅応急対策	【7.2.2】 住居障害物の除去 【7.2.3】 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去	
会計課					【10.4.3】 義援金の受入、配分	
議会事務局						
上下水道部	【3.2.3】 浸水・異常降雪対策（排水施設）	【6.4.3】 給水	【8.1.2】 上下水道の応急対策			
教育委員会事務局	【2.2.2/2.3.1】 土砂災害警戒情報・水位周知情報の伝達（要配慮者利用施設） 【5.1.2】 避難所の開設・運営 【9.1.1】 学校の応急措置	【9.2.2】 文化財の保護		【5.1.5】 広域一時滞在（避難所の開設） 【6.4.2/4】 給食・生活必需品等の供給（避難者への配給） 【9.1.2/3】 応急教育・学用品の供給		
行政委員会事務局						
農業委員会事務局						
消防本部	【2.2/3】 気象情報・河川情報の収集・伝達 【2.5.3】 県への災害報告 【3.1.1】 水防活動	【5.1.1】 警戒区域設定・避難指示等 【6.1.2】 救急・救助活動 【6.3.5】 臨時ヘリポートの開設 【8.2.1】 危険物施設の応急対策	【4.4.1】 自衛隊災害派遣（受入調整） 【6.1.3】 消防応援の要請	【6.1.4】 警察・自衛隊の連絡調整	【7.1.2】 遺体の捜索 【10.1.1】 火災調査	
消防団	【3.1.1】 水防活動	【5.1.1】 避難誘導 【6.1.2】 救急・救助活動	【10.3.1】 孤立実態の把握		【7.1.2】 遺体の捜索	

（注）【1.1.1】は、第1章 第1節 第1に当該対策の記載があることを示す。

関係機関	発災前	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
県	<p>【2.2.2/2.4.1】土砂災害警戒情報、ダム操作情報の連絡</p> <p>【3.2.1/2】土砂災害の拡大防止（警戒）・風倒木対策</p> <p>【4.1】県との連携（職員派遣等）</p> <p>【4.5.2】災害救助法の適用</p> <p>【6.1.3】消防相互応援（緊急消防援助隊）</p>	<p>【4.2.1】県への要請（自治体応援）</p> <p>【4.5.3】災害救助法適用事務の運用</p> <p>【8.2.2】危険物施設応急対策（放射性同位元素、毒物・劇物等）</p>	<p>【3.2.1】土砂災害の警戒（被災地危険度判定）</p> <p>【5.1.5】広域一時滞在（県外避難者の受入）</p> <p>【7.1.2】遺体の収容等の支援</p>		<p>【8.3.1】農林業関係対策</p> <p>【10.2.1/3】住宅応急対策（仮設住宅の建設等）</p> <p>【7.1.1】保健衛生対策</p> <p>【7.1.3】動物取扱対策（死亡獣畜等）</p>	
警察署	<p>【2.5.1】異常現象の通報</p> <p>【5.1.1】避難指示等</p> <p>【5.1.4】帰宅困難者対策（交通情報等）</p>	<p>【8.1.2】ライフライン対策（送電停止要請）</p> <p>【6.3.2】緊急交通路の確保</p>	<p>【6.1.4】消防・警察・自衛隊の連携</p> <p>【7.1.2】遺体の取扱（捜索、収容等）</p>		<p>【5.1.2】避難所の運営（防犯巡回）</p>	
道路管理者	<p>【3.2.2/3】風倒木・異常降雪対策</p> <p>【8.1.1】道路施設の応急対策</p>	<p>【6.3.2】緊急輸送道路の確保、道路障害物の除去</p>	<p>【10.3.1/4】孤立実態の把握・道路の応急復旧</p>			
河川管理者	<p>【2.3.1】指定河川洪水予報等の発表</p>	<p>【8.2.3】危険物等応急対策（河川・水路等への漏洩）</p>				
鉄道事業者	<p>【5.1.4】帰宅困難者対策（利用者の誘導・保護）</p>	<p>【8.1.1】鉄道施設の応急対策</p>				
電気通信事業者		<p>【8.1.2】通信施設の応急対策</p>				
電力事業者		<p>【8.1.2】電力施設の応急対策</p>				
ガス事業者		<p>【8.1.2】ガス施設の応急対策</p>				
危険物施設等取扱事業者		<p>【8.2.4】危険物施設等の応急対策</p>				
社会福祉協議会				<p>【10.4.2】災害ボランティアセンターの設置等</p>		
国際交流協会		<p>【5.1.2】外国人避難者の支援</p>		<p>【5.2.5】被災外国人の支援</p>		
自主防災組織 自治会		<p>【6.1.1】救急・救助活動協力</p> <p>【10.3.1】孤立実態の把握</p>		<p>【6.4.2/4】給食・生活必需品等の配給</p> <p>【7.2.1】災害廃棄物の処理（仮置場協議）</p>		
防災関係機関	<p>【2.1.1】情報連絡体制の確保</p> <p>【2.6.1】広報活動</p>	<p>【2.5.2】被害状況等の収集</p> <p>【6.3.1】緊急輸送</p>				

(注) 【1.1.1】は、第1章.第1節.第1に当該対策の記載があることを示す。

第1章 市の防災体制

第1節 災害対策本部等の設置及び職員配備等

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速かつ的確に実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市の災害対応体制	各部	
第2 市職員の配備体制等	各部、緊急地区隊	
第3 業務継続性の確保	各部	

第1 市の災害対応体制

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合における市の災害対応体制は次のとおりとする。なお、これらの体制に至らない場合でも、各部において対応が必要な場合には、各部の判断で速やかに必要な職員を配備して対応にあたる。

1 災害対策庁内連絡会

災害が発生するおそれがある場合で、災害警戒本部や災害対策本部を設置するには至らない場合において、当該災害に関する市役所内部の情報共有等を図るため、総合政策部長を座長とし開催する。

2 初動警戒配備

気象警報が発表された場合には、総合政策部、都市建設部、上下水道部及び消防本部が警戒にあたる。

3 災害警戒本部

次の基準に該当する場合、市長を本部長とし設置する。

- | |
|-------------------------------------------------------|
| ① 市内に気象に関する注意報、警報その他災害に関する情報が発表される等、中規模な災害発生のおそれがあるとき |
| ② 市内に中規模の災害が発生したとき |
| ③ 災害時相互応援協定を締結した市町村をはじめ、他の自治体から応援要請等があったとき |
| ④ 市長が必要と認めたとき |

*災害警戒本部は市役所庁舎内（特別会議室）に設置する。

*災害警戒本部を設置したときは、「足利市災害警戒本部」を表示する。

*市長が不在等の場合における本部長の職務代行順位は次のとおり。

第1順位 副市長	第2順位：総合政策部長	第3順位：行政経営部長
----------	-------------	-------------

4 災害対策本部

次の基準に該当する場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とし設置する。

- | |
|------------------------------------------------------------|
| ① 市内に気象注意報、気象警報、気象特別警報その他災害に関する情報が発表される等、大規模な災害発生のおそれがあるとき |
| ② 市内に暴風雨、豪雨、洪水等の災害が発生し、救助を要し、罹災世帯数が多数に及ぶ又は及ぶおそれのあるとき |
| ③ 災害警戒本部会議において災害対策本部の必要性が認められたとき |
| ④ 市長が必要と認めたとき（総合的な応急対策の必要など） |

*災害対策本部は市役所庁舎内（特別会議室）に設置する。

*市役所庁舎内に設置することができない場合は、足利市業務継続計画に従い検討を行い、市長が

指定する場所に設置する。

* 災害対策本部を設置したときは「足利市災害対策本部」を表示する。

* 災害対策本部の組織及び運営は、足利市災害対策本部条例及び資料編に定めるところによる。

* 災害対策本部を設置又は解散した場合、市（総合政策部）は県（危機管理防災局）、陸上自衛隊、気象台その他の関係機関に、県防災ネットワークシステム、電話等で、速やかに報告、連絡を行う。また、市民に対してＬアラート、市ホームページ、市公式SNS、消防防災メール等で広報を行う。

* 市長が不在等の場合における本部長の職務代行順位は次のとおり。

第1順位 副市長	第2順位：総合政策部長	第3順位：行政経営部長
----------	-------------	-------------

5 現地災害対策本部

一部の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該区域での情報収集、災害の応急措置を講じる上で本部長が必要と認めるときは、副本部長、本部員、その他の職員から現地災害対策本部長及び現地本部員を指名し、災害現地又はその周辺施設に現地災害対策本部を置くことができる。

<* 現地災害対策本部の事務分掌>

① 被害状況等の情報収集及び本部への報告に関すること。
② 応急対策の実施に関すること。
③ 現地における防災関係機関との連絡調整に関すること。

第2 市職員の配備体制等

1 配備体制

配備区分	配備体制	その他
部ごとの配備体制	初動警戒配備、第1配備及び第2配備	配備体制ごとの人員等は、各部長が定める。第2配備は原則、全職員による体制とする。
緊急地区隊	指定避難所等の開設状況に応じた配備	毎年度、市長が任命 緊急地区隊の配備は、災害対策本部又は災害警戒本部の本部長が決定（災害対策本部等が設置されていない場合には、総合政策部長） 具体的な配備計画等は、総合政策部長が定めるほか、指定避難所等開設時の対応は、教育次長及び健康福祉部長の指示による。
危機管理課兼務職員	初動警戒配備及び災害状況に応じた配備	毎年度、市長が任命 具体的な配備計画等は、総合政策部長が定める。

* 緊急地区隊又は危機管理課兼務職員に任命された職員の職務は、所属部ごとの職務に優先する。

2 配備指令

市長は、災害の状況により職員を動員し、次に示す配備体制のうち必要な体制をとる。

<風水害時の職員配備基準>

配備体制	本部体制	配備基準	配備要員
—	災害対策庁内連絡会	① 台風接近など、気象予報から気象警報の発表が見込まれるとともに、小規模（局所的）な災害発生のおそれがあるとき	○災害対策庁内連絡会構成員

初動警戒配備	—	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発表されたとき ② 気象警報が発表され、小規模(局所的)な災害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合政策部 (危機管理課・兼務職員) ○都市建設部 (部長が定める職員) ○上下水道部 (") ○消防本部 (消防長が定める職員) ○その他の部 (各部長が必要と認めた場合) *緊急地区隊 (避難所の開設を要する場合)
第1配備	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 台風接近が予想されるなどにより、中規模な災害発生のおそれがあるとき、又は中規模な災害発生したとき ② 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部構成員 ○各部の第1配備職員 ○危機管理課兼務職員 *緊急地区隊 (避難所の開設を要する場合)
第2配備	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 台風の上陸や線状降水帯の発生等、大規模な災害発生が切迫しているとき ② 本章第2節・第1・2に掲げる場合 ③ 複数の地域で災害が発生したとき ④ 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員 *緊急地区隊 (避難所の開設を要する場合)

＜風水害時の初動対応＞

配備体制	各部配備職員	緊急地区隊	危機管理課兼務職員
—	○ 気象状況等に関する情報共有	○ 気象状況等に関する情報共有	○ 気象状況等に関する情報共有
初動警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 警報発表に伴い自動参集 ② 被害調査、災害応急活動等 ③ 所管施設等の被害調査 *避難所の対応は教育委員会 ただし、休日夜間における避難所の対応は、緊急地区隊隊員 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害に関する情報収集 ② 参集命令があった場合に指定避難所等へ参集 ⇒指定避難所等の開設準備開始 	<ul style="list-style-type: none"> ① 当番班は自動参集 ② 災害の状況により、追加参集又は交代のための参集 ③ 災害情報の収集、関係機関との連絡調整、市民への広報等
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 参集命令により参集 ② 災害警戒本部を設置 ③ 各部は災害警戒本部決定事項に従うほか、地域防災計画に定める所管事務を適宜開始 ④ 第2配備職員は参集命令に備え、原則、自宅待機 	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則自宅待機 ② 災害に関する情報収集 ③ 参集命令があった場合に指定避難所等へ参集 ④ 指定避難所等の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> ① 参集命令により全員参集 ② 各チームの事務分掌に基づく対応のほか、災害の状況に応じた対応
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 参集命令により参集 ② 災害対策本部を設置 ③ 各部は災害対策本部決定事項に従うほか、地域防災計画に定める所管事務を適宜開始 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自宅待機 ② 災害に関する情報収集 ③ 参集命令があった場合に指定避難所等へ参集 ④ 指定避難所等の開設準備 ⑤ 参集命令がなく、自宅待機を解除された場合は、所属長の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ① 参集命令により全員参集 ② 各チームの事務分掌に基づく対応のほか、災害の状況に応じた対応

3 各部職員の動員・配置

(1) 動員連絡

各部長は、休日や夜間等の勤務時間外においても、所属職員に対し必要な指示を行えるよう、連絡体制を整えておく。なお、連絡は、電話、メール等のうち、最も速やかに実施できる方法により行う。

各配備体制において配備する職員の編成は、動員配備計画（資料編）による。

(2) 配備報告

各部長は、職員の参集状況を随時、災害情報共有システムにより報告する。

(3) 職員の配置

各部長は、所管事務を遂行するため、職員の参集状況に応じて、次の点に留意して部内の組織編成及び職員の配置を行う。

- ① 所属先以外の施設に参集した職員の活動
- ② 職員の交替時期・方法
- ③ 高次の配備体制への移行準備

なお、部長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により職員が不足する場合は、行政経営部長を通じて他の部の職員の派遣を求める。

行政経営部長は、各部からの職員派遣協力要請に対し、職員参集状況を勘案し、各部長と協議の上、部間の職員配置を調整する。

(4) 会計年度任用職員の配置

会計年度任用職員は、各自の被災状況、二次災害発生の危険性等を考慮の上、原則、通常勤務の時間帯に参集し、参集後は所属長の指示に従い業務に従事するものとする。

(5) 職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合には、次の事項を遵守する。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他市長が認める者は動員から除外することができる。

<勤務時間内における遵守事項>

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。② 不急の行事、会議、出張等を中止する。③ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長等の指示があるまで退庁せずに待機する。⑤ 災害現場に出動した場合は、職員証や所定の腕章、ビブスを着用するなど職員であることを明らかにする。⑥ 職員は市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をする。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<勤務時間外における遵守事項>

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 災害の発生が予想され、又は災害が発生し、自らの配備基準に該当することを覚知したときは、動員連絡を待つことなく、自主的に所属の勤務場所へ登庁する。② 災害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、所属長にその旨を伝えるとともに最寄りの公民館等に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、応急活動に従事する。また、病気その他やむを得ない事情によりいずれの施設にも集合が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。③ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、活動しやすい服・ヘルメット・安全靴等の着用、身分証明書、食料3食分以上、飲料水、ラジオ、懐中電灯を持参するものとする。④ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、災害情報共有システムにより報告する。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 緊急地区隊の配備

緊急地区隊の配備は、災害対策本部又は災害警戒本部の本部長が決定するが、災害対策本部等が設置されていない場合において、自主避難所を開設する必要がある場合には、総合政策部長が配備を決定する。詳細は、緊急地区隊編成・運用要領（資料編参照）による。

<緊急地区隊の概要>

編成	○指定避難所が所在する地域単位で、隊長・副隊長・隊員により編成 ○市長が毎年任命
主な業務	○夜間、休日等の閉庁時（災害の規模等により必要と認められる場合は、開庁時）において災害が発生した場合の初動期における指定避難所又は自主避難所の開設及び運営 ○災害の状況等に応じ、他の指定避難所の運営を支援
指揮系統	○配備決定後、緊急地区隊は指定避難所等へ参集し、教育次長の指揮下でその後の業務にあたる。 ○指定避難所等における福祉避難所の開設・運営及び高齢者・障がい者等の要配慮者に対する支援に関する事項について、健康福祉部長の指揮の下で業務にあたる。

5 危機管理課兼務職員の配備

災害対策本部事務局の中核を担う危機管理課の職員体制を強化するため、危機管理課兼務職員を配備する。

（１）危機管理課兼務職員の事務分掌

災害対策（警戒）本部設置時には事務局として以下のチームを編成し活動にあたるほか、初動警戒配備時には別に定める当番班が初動対応にあたるものとする。

チーム	事務分掌
総括・指揮チーム	本部長指示事項等に関する各チームへの伝達 各チームの指揮・連絡調整 各部との連絡調整 各種防災情報システムの運営
本部運営チーム	災害対策本部会議の準備や、会議結果のとりまとめ 市議会への情報提供
通報受信チーム	関係機関や市民からの電話を受信し、外部調整チーム又は通報処理チームへ繋ぐコールセンターの役割
外部調整チーム	防災関係機関へのリエゾン派遣、連絡調整等 市消防本部との連絡調整等 自主防災会、民生委員・児童委員との連絡調整
通報処理チーム	市民からの被害通報を災害情報共有システムへ入力し、都市建設部や消防本部等の対応部へ伝達
広報チーム	ホームページやSNSによる防災情報の発信 記者会見等の対応

（２）配備の決定

初動警戒配備では、別に定める当番班が対応にあたる。

第1 配備以降は、全員参集し対応にあたる。

その他配備の詳細は、災害の状況等に応じて、総合政策部長が決定する。

第3 業務継続性の確保

市（各部）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のために策定した業務継続計画（BCP）により、業務継続性の確保を図る。

第2節 水防活動の組織・体制【水防計画】

大雨等により市内で河川の洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、これを水防法に基づく水防本部と兼ねるなど、災害対策基本法及び水防法に基づく活動を効果的に連携して行うこととする。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市の水防活動組織	各部	

第1 市の水防活動組織

1 本市における水防本部の位置付け

市の水防を総括する組織としては、災害対策本部が水防本部を兼ねるものとする。

2 水防本部の設置時期

水防本部を設置する時期は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水防の推進を図る必要があると認めるときとする。

- (1) 指定河川（渡良瀬川・利根川・桐生川・矢場川・旗川・袋川）の基準水位観測所の水位が、水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき。
- (2) 中小河川の氾濫等の危険があり、なお増水のおそれがあるとき。
- (3) 気象台から水防に関する予報及び警報が発せられ、水防管理者が水防本部の設置を必要と認めたとき。

3 水防本部の設置場所

水防本部の設置場所は災害対策本部に準じるものとし、本部を設置したときは「足利市水防本部」の表示を行う。

4 水防本部設置前の措置

本部設置前にあっても、関係部において本水防計画の定める諸般の措置をとり、水防上の万全を期する。

5 水防事務組織

市の水防事務組織は、災害対策本部組織に準ずる。

6 水防本部の解散

指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減水し危険のおそれが解消したときは、水防本部を解散し、水防体制を解除する。

第2章 通信・連絡手段及び情報伝達・広報活動

第1節 通信・連絡手段の確保

市及び関係機関は、大規模災害時においても通信・連絡手段を確保できるよう体制整備を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 情報連絡体制の確保	各部	防災関係機関
第2 放送要請	総合政策部	

第1 情報連絡体制の確保

1 通信体制の確保

市（各部）及び各防災関係機関は、管理する通信設備の機能を維持し、関係機関相互の通信手段を確保する。

また、通信施設が被災した場合は関係業者と協力し、迅速な応急復旧を行う。

〈主な災害時通信手段と通信拠点〉

主な通信手段	主な通信拠点等
災害時優先電話	市庁舎、消防本部、県、他市町村、主要防災関係機関、国等
県防災行政ネットワーク	県、県内主要防災関係機関、市庁舎、市消防本部、他市町
市防災行政無線システム	市庁舎、市出先機関、消防団、市有車両
消防通信システム	消防本部、消防署、消防車両

2 連絡員

(1) 市

市の各部は、市災害対策本部（総合政策部）との連絡強化のため、伝令等を担う本部連絡員を配置することとし、総括主幹がこれにあたる。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部（総合政策部）との連絡強化のため、必要に応じて情報連絡員を指名する。連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行する。

3 非常通信の利用（水防計画上の水防通信を含む）

市及び防災関係機関等は、非常時において他機関の通信施設を利用することができる。

(1) 非常通信の依頼

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の非常通信として取り扱うことができる。依頼する無線局等の選定に当たっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

- ① 県無線施設
- ② 国土交通省無線施設
- ③ 警察通信施設
- ④ 鉄道事業者の通信施設
- ⑤ 電気事業者の通信施設
- ⑥ 都市ガス事業者の通信施設

⑦ アマチュア無線局

(2) 依頼の方法

- ① 依頼文書の様式は任意
- ② 通信文はなるべく簡潔明瞭に作成（本文200字以内）
- ③ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を記載
- ④ 本文の末尾に発信人名を記載
- ⑤ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載

(3) 市から県への非常通信の経路

市（総合政策部）から県（危機管理防災局）へ伝送する非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発信依頼機関	中継機関	着信機関
足利市消防本部河南消防署	なし	栃木県危機管理防災局 危機管理課
足利警察署警備課	栃木県警察本部警備第二課	
安足土木事務所	県県土整備部	

第2 放送要請

市（総合政策部）は、災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による緊急を要する通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会（宇都宮放送局）、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、(株)とちぎテレビに放送を要請する場合は、県が各放送機関と締結する「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県（危機管理防災局）に要請する。

また、災害協定を締結するわたらせテレビ(株)に、災害放送の要請を行う。

第2節 防災情報の伝達

市及び関係機関は、災害のおそれがある場合や災害が発生した場合に、市民等の安全確保や速やかな災害応急対策活動に資するため、気象情報や避難情報等の防災情報の的確な伝達を行えるようにする。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 気象通報【水防計画】	総合政策部、消防本部	宇都宮地方気象台
第2 土砂災害警戒情報	総合政策部、健康福祉部、 教育委員会事務局	県、宇都宮地方気象台
第3 市民等に対する情報 伝達	総合政策部、行政経営部、 健康福祉部、消防本部	

第1 気象通報【水防計画】

宇都宮地方気象台は、気象業務法第14条の2第1項により栃木県に対し、気象及び洪水について予報及び警報を行う。

(注) 発表単位は市町等とする。

1 種類及び発表基準

気象警報、注意報の種類及び発表基準は、資料編のとおりである。

2 特別警報

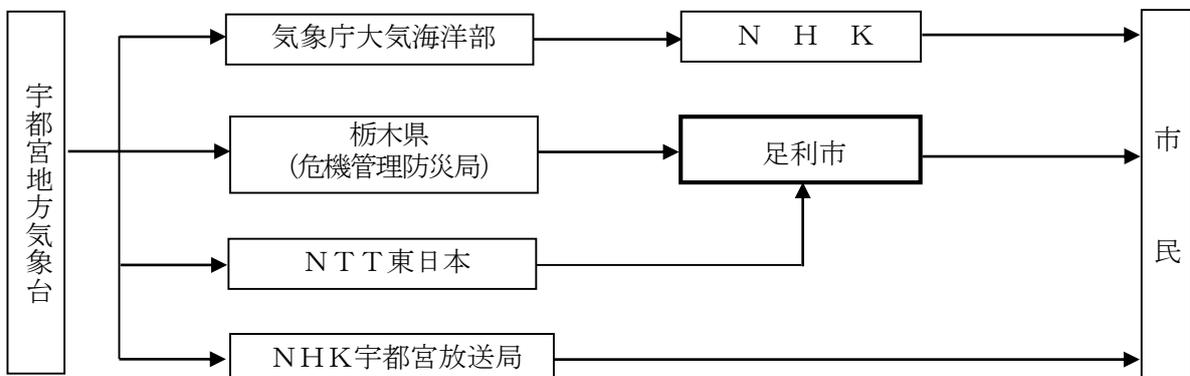
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。（なお、水防活動用の特別警報は設けられていない。）

<気象等に関する特別警報の発表基準>

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

3 伝達系統

市（総合政策部、消防本部）は、県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて市民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。



4 情報の収集

水防管理者（総合政策部）は、必要と認めるときは後述する洪水予報、水防警報等の有無に係わ

らずテレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

なお、警報が発せられたときは、渡良瀬川河川事務所等と連絡を密にし、渡良瀬川上流の降雨量、増水の状況その他必要な情報を収集し、その結果必要と認めるときは、洪水予報の通報連絡に準じて関係者への通知又は住民への広報を行う。

第2 土砂災害警戒情報

大雨等により土砂災害発生の危険性が高まったときに、県（県土整備部）及び宇都宮地方気象台は土砂災害警戒情報を発表する。

市（総合政策部、健康福祉部、教育委員会事務局）は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

第3 市民等に対する情報伝達

気象情報や土砂災害警戒情報は、消防・防災情報メール等を通じ市民等に伝達される。

市（総合政策部、行政経営部、健康福祉部）は、必要に応じ、本章第6節及び第5章・第1節・第1に記載の情報伝達・広報手段により、避難指示等の情報を市民等に対し伝達、広報する。

第3節 河川情報の収集・伝達【水防計画】

市及び関係機関は、主要河川における災害発生に備え、水防団による活動や市民への避難指示等の判断に必要な情報を速やかに収集するよう努めるとともに、その情報を迅速かつ確に伝達する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 指定河川の洪水予報等	総合政策部、健康福祉部、消防本部、教育委員会事務局	県、気象台、渡良瀬川河川事務所、宇都宮地方気象台

第1 指定河川の洪水予報等

1 指定河川の洪水予報

水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が指定する河川について、関東地方整備局と気象庁とが共同し、また、知事が指定する河川について、県（県土整備部）と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。

市（総合政策部、健康福祉部、教育委員会事務局）は、指定河川の洪水予報が発表されたときは、避難指示等の判断を行い、洪水浸水想定区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

本市における洪水予報の対象河川、伝達系統は、次のとおりである。

（1）洪水予報の対象河川及び基準水位

①渡良瀬川下流部（福寿大橋下流）

河川名	区域（本市域のみ）	基準水位観測所		
渡良瀬川	左岸 若草町12番地1地先から市境（佐野）まで	通四丁目（足利）	水防団待機水位（通報水位）	3.00m
	右岸 福富町1819番地3地先から市境（館林）まで		氾濫注意水位（警戒水位）	3.30m
			避難判断水位	4.90m
			氾濫危険水位（危険水位）	5.40m

②渡良瀬川上流部（福寿大橋上流）

河川名	区域（本市域のみ）	基準水位観測所		
渡良瀬川	左岸 市境（桐生）から若草町12番地1地先まで	群馬県みどり市（高津戸）	水防団待機水位（通報水位）	2.20m
	右岸 市境（桐生）から福富町1819番地3地先まで		氾濫注意水位（警戒水位）	3.30m
			避難判断水位	4.40m
			氾濫危険水位（危険水位）	5.00m
桐生川	左岸 市境（桐生）から渡良瀬川への合流点（小俣町地先）まで	群馬県桐生市（広見橋）	水防団待機水位（通報水位）	1.70m
	右岸 市境（桐生）から渡良瀬川への合流点（小俣町地先）まで		氾濫注意水位（警戒水位）	2.00m
			避難判断水位	3.00m
			氾濫危険水位（危険水位）	3.70m

③利根川上流部

河川名	区域	基準水位観測所		
利根川	左岸 群馬県伊勢崎市から群馬県邑楽郡板倉町まで	群馬県伊勢崎市（八斗島）	水防団待機水位（通報水位）	0.80m
	右岸 群馬県佐波郡玉村町から埼玉県羽生市まで		氾濫注意水位（警戒水位）	1.90m
			避難判断水位	3.10m
			氾濫危険水位（危険水位）	4.10m

④袋川

河川名	区域（本市域のみ）	基準水位観測所		
袋川	左岸 足利市月谷町から川崎町渡良瀬川合流点まで	足利 (千歳橋)	水防団待機水位（通報水位）	1.70m
	右岸 足利市月谷町から川崎町渡良瀬川合流点まで		氾濫注意水位（警戒水位）	2.20m
			避難判断水位	3.00m
			氾濫危険水位（危険水位）	3.50m

(2) 洪水予報の種類及び発表基準

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	解 説	
		発表の基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報の発表 逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は避難勧告及び避難指示（緊急）の発令を判断 住民は避難行動を開始
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達すると見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は避難の準備を開始 要配慮者は避難行動を開始
レベル2	〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> 水防団出動 住民は洪水に関する情報に注意 要配慮者は避難の準備を開始
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防団待機 住民は自宅保全を開始

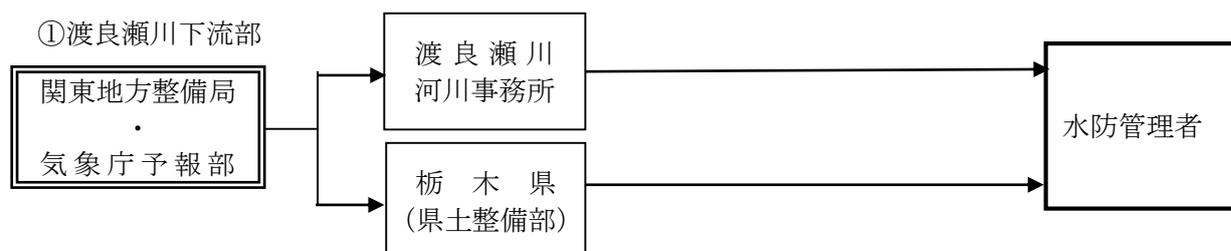
※ 解除・・・氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

※ 国管理河川の場合、上記の位置づけは「越水」に関するものであり、「浸透・浸食」については、危険がある場合は上記水位によらず情報提供がある。

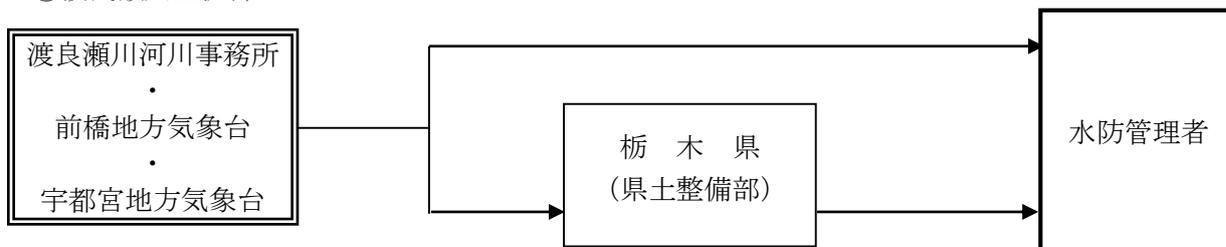
(3) 連絡通報

市（総合政策部）は次の伝達系統により洪水予報の通知を受けたときは、伝達内容を様式1（資料編「洪水予報の発表形式図」）の用紙に記録するとともに、伝達内容に係る事項を関係者に通知する。

なお、水防管理者（市長）に対する通知は、通知通報取扱基準（資料編参照）により行う。



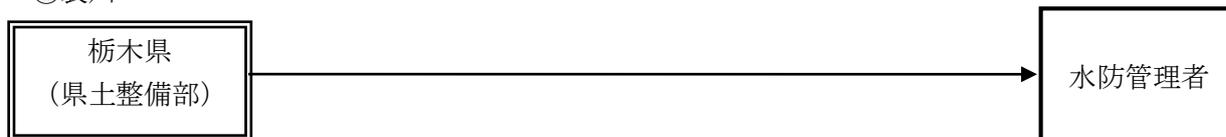
②渡良瀬川上流部



③利根川上流部



④袋川



2 指定河川の水位周知情報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、国土交通大臣の指定する河川については知事に通知し、知事の指定する河川については直ちに県の水防計画で定める水防管理者（市長）に通知するとともに、一般に周知しなければならない。

市（総合政策部、健康福祉部、教育委員会事務局）は、指定河川の水位周知情報が通知されたときは、避難指示等の判断を行い、洪水浸水想定区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

本市における指定河川の水位周知情報の対象河川、伝達系統は次のとおりである。

（1）水位情報通知対象河川及び基準水位

指定	河川名	区域 (国管理河川は本市域のみ)	基準水位観測所			
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (特別警戒水位)
国土交通大臣	矢場川	左岸 県町旭橋から渡良瀬川合流点まで 右岸 市境（邑楽町）から渡良瀬川合流点まで	矢場川・足森橋			
			3.00m (足利)	3.30m (足利)	3.40m	3.70m
	旗川	左岸 市境（佐野）から渡良瀬川合流点まで 右岸 寺岡町下寺岡から渡良瀬川合流点まで	旗川・高田橋			
			3.00m (足利)	3.30m (足利)	3.90m	4.10m
知栃 木 事 県	旗川	左岸 佐野市船越町船越橋から寺岡町（直轄旗川上流端）まで 右岸 佐野市船越町船越橋から寺岡町（直轄旗川上流端）まで	旗川・白旗橋			
			1.80m	2.20m	2.30m	3.00m
知群 馬 事 県	桐生川	左岸 桐生市菱町五丁目から桐生市菱町四丁目まで 右岸 桐生市梅田から桐生市天神町三丁目まで	桐生川・上久方			
			2.20m	3.10m	4.20m	4.58m

(2) 水位情報の種類及び発表基準

洪水の危険のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル5	〇〇川氾濫発生情報	区域のいずれかで氾濫が発生した場合に発表
レベル4	〇〇川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達した場合に速やかに発表
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報	区域のいずれかの水位が、避難判断水位に到達した場合、可能な範囲で発表

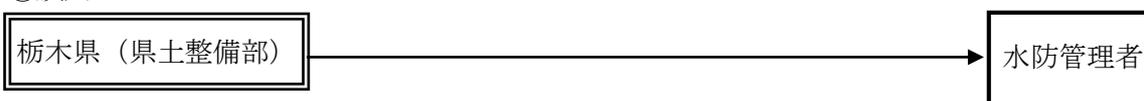
(3) 連絡通報

水位情報の通知を受けた水防管理者（市長）は避難指示等の判断を行い住民に周知する。また、洪水予報の通報連絡に準じ、関係者に通知する。なお、水位情報の伝達内容は通知を受けた用紙により記録するものとする。

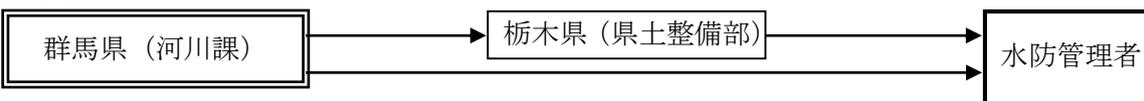
① 矢場川・旗川



② 旗川



③ 桐生川



3 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防警報を水防管理者（市長）に通知する。

本市における指定河川の水防警報の基準及び伝達系統は、次のとおりである。

(1) 水防警報の対象河川及び基準水位

指定	河川名	区 域	基準水位観測所			
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (通報水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
国 土 交 通 大 臣	渡良瀬川	左岸 市境（桐生）から市境（佐野）まで	渡良瀬川・足利			
		右岸 市境（太田）から市境（館林）まで	3.00m	3.30m	4.90m	5.40m
	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市から群馬県邑楽郡板倉町まで	利根川・八斗島			
		右岸 群馬県佐波郡玉村町から埼玉県羽生市まで	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m
	桐生川	左岸 市境（桐生）から渡良瀬川合流点まで	桐生川・広見橋			
		右岸 市境（桐生）から渡良瀬川合流点まで	1.70m	2.00m	3.00m	3.70m
	矢場川	左岸 県町旭橋から渡良瀬川合流点まで	矢場川・足森橋			
		右岸 市境（邑楽町）から渡良瀬川合流点まで	3.00m (足利)	3.30m (足利)	3.40m	3.70m
	旗 川	左岸 寺岡町894番地1地先から渡良瀬川合流点まで	旗川・高田橋			
		右岸 寺岡町870番地1地先から渡良瀬川合流点まで	3.00m (足利)	3.30m (足利)	3.90m	4.10m

知事	袋川	左岸 月谷町から川崎町渡良瀬川合流点まで	袋川・千歳橋			
		右岸 月谷町から川崎町渡良瀬川合流点まで	1.70m	2.20m	3.00m	3.50m
	旗川	左岸 佐野市船越町船越橋から寺岡町（直轄旗川上流端）まで	旗川・白旗橋			
		右岸 佐野市船越町船越橋から寺岡町（直轄旗川上流端）まで	1.80m	2.20m	2.30m	3.00m
	桐生川	左岸 桐生市菱町五丁目から桐生市菱町四丁目まで	桐生川・上久方			
		右岸 桐生市梅田から桐生市天神町三丁目まで	2.20m	3.10m	4.20m	4.58m

※水位周知河川（矢場川・旗川）の水防警報については、現状では足利水防警報区で実施しており、これを継続する。

（２）水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 連絡通報

洪水予報の通報連絡に準じ、関係者に通知する。なお、水防警報の伝達内容は様式2（資料編「水防警報記録用紙」）の用紙により記録するものとする。

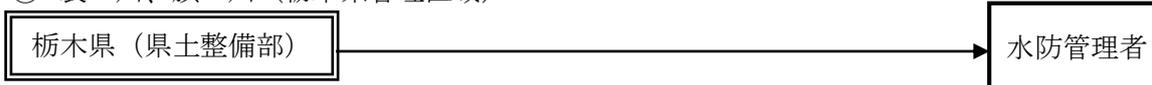
① 渡良瀬川・矢場川・桐生川・旗川（国管理区域）



② 利根川



③ 袋川、旗川（栃木県管理区域）



④ 桐生川（群馬県管理区域）



4 観測通報（水防計画）

(1) 雨量の観測通報

市（消防本部）は洪水予報、水位情報、水防警報又は気象通報（以下「予警報等」という。）を受けたとき、又は災害対策本部（水防本部）等からの指示があったときは、河南消防署において降雨量の観測を実施し、即刻災害対策本部（水防本部）等に通報する。なお、観測時間は毎正時とし、必要に応じて適宜時間を短縮してこれを行う。

(2) 水位の観測通報

渡良瀬川、その他の河川の水位標の位置、水防上の水位及び観測者は資料編のとおりである。

第4節 ダム操作情報の収集・伝達【水防計画】

大雨時等における周辺ダムの緊急放流等の操作は、下流河川の水位等に多大な影響をもたらすことから、市及び関係機関は、ダムの操作に関する迅速的確な情報伝達を行う。

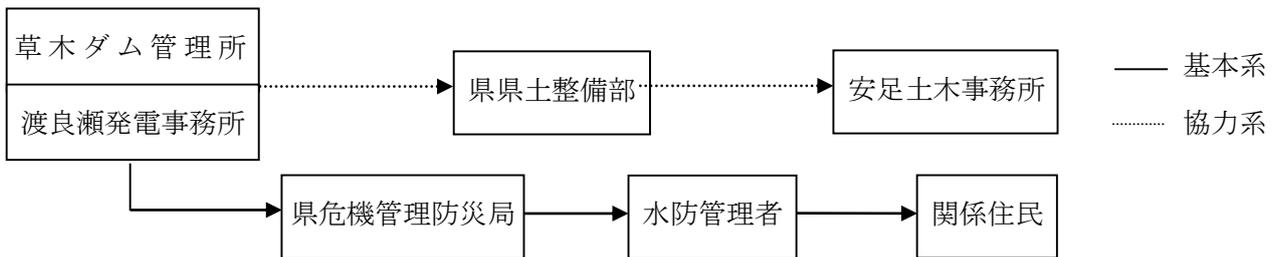
【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 ダム操作の通報連絡		県、水資源機構

第1 ダム操作の通報連絡

1 草木ダム・高津戸ダム

渡良瀬川上流の草木ダム又は高津戸ダムのダムゲートが開扉されたときは、次の系統により渡良瀬川沿川の住民に増水についての広報を行うものとする。

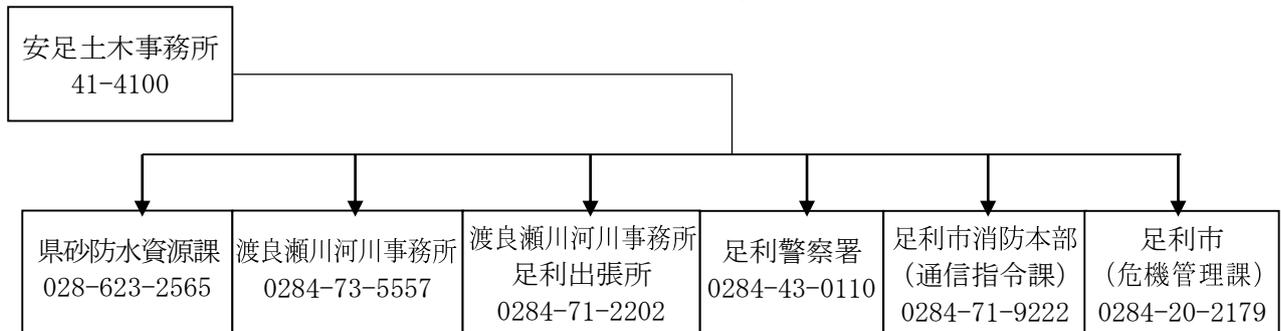


なお、渡良瀬川各観測所地点における高津戸ダム放流水の到達時間は、概ね次表のとおりである。

河川名	観測所	到達時間	
		高津戸より(分)	各区間(分)
渡良瀬川	葉鹿	75	75
		65	65
	足利	125	50
		105	40
	岩井	148	23
		124	19
	奥戸	185	37
		155	31

2 松田川ダム

松田川ダムの放流時の連絡系統は、次のとおりである。



第5節 被害状況等の調査・収集・報告

大規模災害時における被害情報は、大量かつ輻輳することが予想されることから、市及び関係機関は適切に連携し情報収集にあたるほか、被災市民に対する適切な支援に繋げる必要がある。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 異常現象・被害情報等の通報	総合政策部	警察署、市民
第2 被害情報等の収集	各部	防災関係機関
第3 県等への報告	総合政策部、消防本部	

第1 異常現象・被害情報等の通報

1 異常現象・被害情報等の通報

(1) 発見者（市民）の通報責務

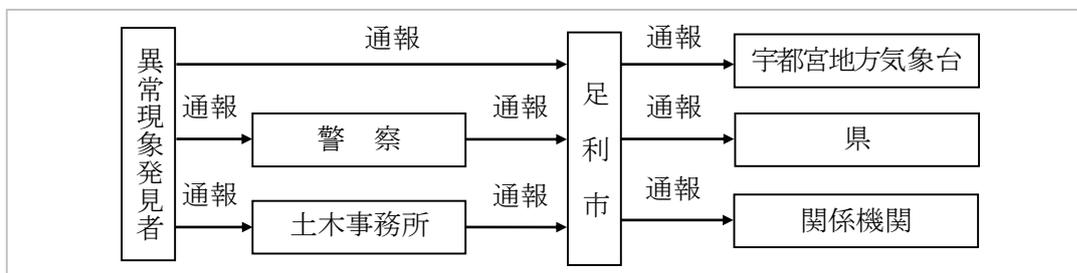
災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市（総合政策部、消防本部）又は警察に通報する。なお、土砂災害警戒区域等において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく県（安足土木事務所）、市又は警察に通報する。

(2) 市、警察の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市（総合政策部）へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市（総合政策部）は、関係各部に調査・対応を指示し、判明した情報を直ちに県（危機管理防災局）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

<異常現象発見者の通報系統図>



第2 被害情報等の収集

1 被害情報等の収集

市（各部）及び防災関係機関は、災害発生直後から、次に掲げる情報を収集し、災害対策本部（総合政策部）に報告する。災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定の締結団体等に無人航空機（ドローン等）による被災地区の情報収集を要請する。

<主な情報収集項目>

- ① 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- ② 降雨、降雪、河川の水位、湖沼の水位状況
- ③ 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ④ 家屋等建物の倒壊等被害状況
- ⑤ 火災等の発生状況及び危険性
- ⑥ 避難の必要の有無及び避難の状況
- ⑦ 要配慮者利用施設の被害状況

- ⑧ 消防、水防等の応急措置の状況
- ⑨ 市民の動向
- ⑩ 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況
- ⑪ 電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
- ⑫ 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- ⑬ 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- ⑭ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

2 所管施設等の被害調査

市（各部）及び防災関係機関は、所管する施設等の被害を調査し、災害対策本部（総合政策部）に報告する。

調査対象	取りまとめ部
人的被害	健康福祉部、消防本部
住家被害	行政経営部、消防本部
非住家被害	各部、防災関係機関
文教施設	教育委員会事務局
病院、社会福祉施設	健康福祉部
道路、橋りょう	都市建設部
河川	都市建設部
砂防	都市建設部
がけ崩れ	都市建設部、安足土木事務所
清掃施設	生活環境部
鉄道	産業観光部
水道	上下水道部
電気通信	総合政策部
電力	総合政策部
ガス	総合政策部
農林業、商工業	産業観光部

第3 県等への報告

(1) 市（総合政策部、消防本部）は、市の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(注) 災害対策基本法第53条第1項に基づく県又は内閣総理大臣への報告と消防組織法第22条に基づく消防庁長官への報告は一体的に取り扱われている。また、消防組織法第22条に基づく消防庁長官への報告基準は、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）に定められており、栃木県火災・災害等即報要領はこれらの要領に準ずるものである。

(2) 市（総合政策部）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第6節 広報活動

災害時に市民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 広報活動	総合政策部	防災関係機関
第2 市の広報活動	総合政策部	

第1 広報活動

1 広報の内容

市及び防災関係機関は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する概ね次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- ① 災害の規模、被害の状況に関する事項
- ② 避難指示等に関する事項
- ③ 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- ④ 医療救護活動に関する事項
- ⑤ 交通規制等に関する事項
- ⑥ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- ⑦ 保健衛生に関する事項
- ⑧ 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- ⑨ 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- ⑩ 被災者の安否に関する情報
- ⑪ ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- ⑫ 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- ⑬ その他関係機関の応急対策に関する事項

なお、「⑩被災者の安否に関する情報」については、当該被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。また、県は、発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にする。

2 広報手段

市及び防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

第2 市の広報活動

市（総合政策部）は、次により災害時の広報活動を実施する。

1 災害時の広報体制

（1）広報窓口の一元化等

各部、防災関係機関と、広報に関する連絡窓口の一元化を図る。

また、各部、関係機関から、広報記事の元となる資料（災害状況、対応状況、現場写真など）を市本部へ随時提供する体制、市本部が公表する広報記事等を関係機関に提供する体制を確立する。

（2）報道機関との連携

市庁舎内に、臨時記者詰所、共同記者会見場を設置する。

2 市民に対する災害情報等の提供

(1) 市長の呼びかけ（トップメッセージ）

災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、テレビ、ラジオ等により、冷静な行動と応急対策等への協力に関して市長(本部長)による呼びかけを行う。

(2) 報道機関への発表

災害や応急対策の状況について、その都度速やかに報道機関に提供する。特に、多くの市民の視聴が期待される放送事業者との連携に努める。また、必要に応じて記者会見を実施する。

(3) 各種広報手段の活用

市民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の手段を活用して広報活動を実施する。

なお、大規模災害時には、市ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに切り替えて、緊急事態であることを強調する。また、アクセス集中に備え、当該サイトの通信回線の容量を十分に確保する。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 報道機関、ケーブルテレビ等への放送要請② 市ホームページ、市公式SNSへの掲示③ 消防・防災情報メール、緊急速報メールの配信④ 広報車による巡回広報⑤ 災害広報紙の発行、配布⑥ 避難所、公共施設等への掲示⑦ 防災情報電話一斉伝達システムによる発信 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 要配慮者等への配慮

災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

また、市（健康福祉部、生活環境部）と連携し、視聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対しては、障がいの程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた情報提供（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）に努める。

3 全国への発信

市の被害状況、必要な支援等を市のホームページやSNSに掲示するほか、報道機関等を利用して全国に発信する。

第3章 災害の拡大防止

第1節 水防活動【水防計画】

台風・集中豪雨等により河川において洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、市及び関係機関は連携して迅速かつ確かな応急対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 水防活動の実施	総合政策部、消防本部、各部	土地改良区

第1 水防活動の実施

水防管理者（消防本部）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、水防活動を行う。

なお、被害情報等の報告に際しては、災害情報共有システムを活用する。

1 監視、警戒

(1) 監視、警戒

水防管理者（消防本部）は、県から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、又は必要があると認めるときは、出水前に巡視員を堤防の巡視にあたらせる。なお、堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとし、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに関係方面に通報する。

- ① 堤防の溢水状況
- ② 表法の水当りの強い場所の亀裂又は崩壊
- ③ 天端の亀裂または沈下
- ④ 裏法の漏水、亀裂及び崩壊
- ⑤ 樋門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締め具合
- ⑥ 橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常

(2) 報告

洪水等に際し、水防管理者（消防本部）は水防団が出動したとき、又は水防作業を開始したとき若しくは堤防等の異常を発見したときは、決壊時の処置に準じ、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を安足土木事務所及び氾濫流が流下する可能性のある方向の隣接水防管理団体に通報する。

2 水門等の管理及び操作

(1) 管理

堰堤、水門、樋門、樋管等の水防施設は、洪水等に際し、その機能、操作等に支障のないよう管理者において、常に点検整備し、維持管理に万全を期するものとする。

- ① 市及び土地改良区所管の水門、樋門、樋管等には、操作員をあらかじめ定めておく。
- ② 操作員は、平素はもとより、特に気象通報又は予警報の通知を受けたときは、直ちに工作物を点検して出水時の操作に支障のないようにする。
- ③ 操作員は、門扉の開閉等の具体的な操作要領について、あらかじめ関係する機関と協議しておく。

(2) 操作

- ① 水門等の操作員（資料編参照）は、出水の状況に応じ、内外水位を確認しながらその開閉を行う。なお、水害防止上必要あるときは県管理の水門についてもこれを開閉することができる。
- ② 操作員は、水門等の開閉を行なったときは、水防本部等へ速やかにその開閉時間、水位又は増水の状況を通知する。

3 輸送

水防上の緊急輸送に利用し得る市有自動車（資料編参照）が不足するときは、他の市有自動車及び水防法第28条の規定に基づき、公用負担として運送事業者等の所有する自動車を使用する。

4 水防活動

(1) 水防通報

次の各号のいずれかに該当する場合は、水防管理者（消防本部）は、直ちに県（安足土木事務所）に報告する。

- ① 指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ② 水防団（消防団）が出動したとき
- ③ 水防作業を開始したとき
- ④ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

(2) 水防活動の基準

水防活動を開始する基準は、概ね次のとおりとする。

- ① 指定河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水の見込みのとき
- ② 河川の堤防又は堤防に近接する部分の流失等により、堤防本体に危険のおそれがあるとき
- ③ 河川の溢水、決壊その他により家屋の流失又は人命に危険のおそれがあるとき
- ④ その他特に必要があるとき

(3) 水防出動

水防出動は、指定河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときに始まり、洪水等の危険が去ったときに終了するものとし、その区分は次のとおりである。なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も、次の区分に準じて対応する。

ア 第1次出動

指定河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるときは、全消防署員及び水防団員の一部を出動させて堤防の巡視及び準備にあたる。

イ 第2次出動

指定河川（渡良瀬川を除く）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるときは、河川に関係ある水防団の所轄分団員を出動させて堤防の巡視、被災のおそれある場所の状況調査を行い、その状況を災害対策（水防）本部（総合政策部）等に報告する。

ウ 第3次出動

渡良瀬川の水位（通四丁目）が氾濫注意水位（警戒水位）3.30mに達し、なお増水のおそれがあるときは、全水防団員を招集し、各分団詰所に待機又は所要の水防工作を行わせる。

(4) 水防標識

水防法第18条の規定により、水防のため出動する車両等に掲げる標識及び水防のため出動する職員その他で制服の定めのない者が装着する腕章は、次のとおりである。

《標章》



(縦60cm×横90cm)

《腕章》



地は白色
文字等・赤色

(5) 水防信号

水防法第 20 条第 1 項の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりである。

区	分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	・氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	● 休止 ● 休止	5 秒 5 秒 ——休 止—— 15 秒
第 2 信号	・水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	●●●●●●●●	5 秒 5 秒 5 秒 ——休止——休止—— 6 秒 6 秒
第 3 信号	・当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	●●●●●●●●●●	10 秒 10 秒 10 秒 ——休止——休止—— 5 秒 5 秒
第 4 信号	・必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1 分 1 分 ——休 止—— 5 秒
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

(6) 公用負担

水防管理者（消防本部）は、水防法第 28 条の規定に基づき水防上緊急の必要により、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。その場合、損害を受けた者に対し後日市からその損失を補償するため、公費負担通知書をその所有者又は管理者に交付する。

(7) 立退きの指示及び避難

水防管理者（総合政策部）は、洪水のため著しく危険が切迫したと認める場合、市民等に対し第 5 章・第 1 節による避難指示等を発令するほか、水防管理者（消防本部）は、水防法第 29 条の規定により、必要と認める区域の居住者に対し、一時立退先（指定避難所）又は至近の高地へ立退きを、又は、その準備を指示し、必要あるときは、消防職団員をして避難の誘導にあたらせる。

立退きを指示したときは、足利警察署長にその旨通知するものとする。

(8) 警戒区域の設定

水防管理者（消防本部）は、水防法第 21 条により水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じる。この場合の標識は、昼間はロープ、夜間は灯火を用い水防団の所轄分団員が警戒にあたる。

(9) 災害補償

水防法第 24 条の規定により、地域の住民又は現場にある者が水防に従事し、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり又は、障害の状態となった場合には、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより補償する。

(10) 水防解除

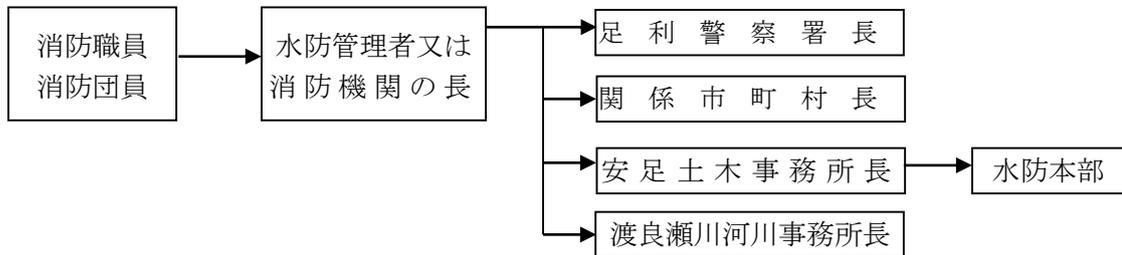
水防管理者（消防本部）は、水防警報解除のあったとき、又は、河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、市（総合政策部）はこれを一般に周知させるとともに、県（安足土木事務所）にその旨を報告するものとする。

5 決壊時の処置

(1) 通報処置

水防管理者（総合政策部）は、水防法第 25 条の規定により堤防その他の施設に決壊又はこれに準ずべき事態が発生したときは、直ちに、これを次の系統により関係者に通報する。

なお、渡良瀬川河川事務所長に対する通報は、「国土交通省渡良瀬川河川事務所洪水対策計画書」に定める様式 4（資料編「河川巡視・出動状況定時報告」）をもって実施する。



(2) 決壊後の処置

水防管理者（各部）は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるとともに、関係住民の避難、救助を速やかに実施する。

6 協力応援

(1) 水防管理団体の協力応援

水防管理者（消防本部）は、水防法第 23 条第 1 項の規定に基づき他の隣接市町村の水防管理者から応援を求められた時はもとより、その他の場合においても相互に応援する外、水防資材等についても調達可能な範囲において、努めて供用の便をはかるものとする。

(2) 応援要請

水防管理者（総合政策部、消防本部）は、指定河川その他の重要河川の堤防等が各所において決壊し、又はその危険が切迫する等の緊急事態が生じ、応急工作等を実施するため他の応援を求める必要があるときは、第 4 章第 3 節及び第 4 節により関係機関の出動を要請する。

7 水防報告

洪水等により被害を生じたときは、水防管理者（消防本部）は総合政策部と連携し、受持分担（資料編「被害調査受け持ち分担表」）に基づき速やかに管内の被害を調査し、概ね次の要領により県（安足土木事務所）に報告する。

(1) 概況報告

水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又は、その他の連絡手段で速報するとともに、資材の救援を要するときは、あわせてその旨報告する。

(2) 中間報告

被害状況が判明した場合は、様式 5（資料編「被害状況報告書」）により電話その他で速報するとともに書類をもって報告する。ただし、死者、重症者、集団被害（概ね 50 戸以上）及び特異な被害状況については、一般の報告に優先して次の事項を報告する。

- | |
|-----------------------------------------------------------|
| ① 死者及び重症者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項 |
| ② 集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要 |

(3) 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により県（安足土木事務所）に確定報告する。

(4) 水防活動実施報告

水防が終了したときは、様式 6（資料編「水防活動実施報告書」）により県（安足土木事務所）に報告する。

第2節 土砂災害・浸水・異常降雪等の被害拡大防止

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における土砂くずれ・地すべり、倒木、浸水や、大雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 土砂災害の拡大防止	総合政策部、産業観光部、都市建設部	県
第2 風倒木等対策	都市建設部	県、宇都宮国道事務所
第3 浸水・異常降雪時の対策	都市建設部、上下水道部、消防本部	県、宇都宮国道事務所

第1 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害警戒区域等の点検及び応急措置の実施

市（産業観光部、都市建設部）及び県（県土整備部）は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域等の点検に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

また、二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明に努める。

3 避難対策

市（総合政策部）は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、市民等に対し早急に注意を喚起し、又は必要に応じ第5章・第1節・第1により警戒区域の設定若しくは避難指示等を行う。

第2 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第3 浸水・異常降雪時の対策

道路管理者は、道路の安全を確保するために必要な災害応急対策を、市（消防本部）は必要な救助救出活動を、市（上下水道部）は、排水施設に支障がある場合の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

第4章 外部支援の要請等

第1節 県との連携

大規模災害が発生した場合、市は県と緊密に連携し対応にあたる。
県は、市の災害状況や対応について、積極的な情報収集に努めるとともに、必要な助言や支援を適切に行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 連携体制	総合政策部	県

第1 連携体制

1 緊急対策要員との連携

市（総合政策部）は、県の情報収集要員が派遣された場合は、密接に連携して対応する。また、災害マネジメントの総括的な支援を要する場合は、県（危機管理防災局）に栃木県災害マネジメント総括支援員の派遣を要請する。

* 情報収集要員

市庁舎の近隣に居住する県職員から知事があらかじめ指定しており、市域に大規模災害が発生した場合は、安全を確保の上、市庁舎に登庁し、初動期における市での情報収集業務等に従事する。また、栃木県災害マネジメント総括支援員が派遣された場合には、災害マネジメント業務の補佐を行う。

* 栃木県災害マネジメント総括支援員

市からの派遣要請により、市災害対策本部へ参画して応急対応等を総括的に支援する。

県災害対策本部（災害対策本部が設置されないときは危機管理防災局）から市に派遣を命じられた場合、直ちに市庁舎に登庁し、情報収集要員と連携して市災害対策本部との調整、市における応援職員のニーズ等の把握を行うなど、市の災害マネジメントの総括的な支援業務に従事する。

2 県現地災害対策本部との連携

市内に県の現地災害対策本部が設置されたときは密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

第2節 他自治体等に対する応援要請等

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度、災害時応援協力協定等に基づき、他自治体等へ迅速かつ的確な応援要請を行う。

また、市に対し、他自治体等から応援要請があった場合には、必要な支援を行うよう努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 応援要請の実施	総合政策部、各部	県、防災関係機関
第2 受援体制の確保	行政経営部	
第3 応援派遣	総合政策部、各部	

第1 応援要請の実施

災害の規模、被害の状況及び市職員の活動状況から、自力による災害応急対策が困難と判断した場合には、市（総合政策部）は速やかに他自治体等に対し応援要請を行う。

1 県への要請

（1）災害対策基本法に基づく応援

市（総合政策部）は災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対して応援又は応急対策の実施を要請する場合、県に対し、県防災行政ネットワーク、電話等により依頼し、後日速やかに文書を送付する。要請時は、次に掲げる事項を示して行う。

- ① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資機材、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容又は応援を必要とする応急措置内容
- ⑥ その他必要な事項

（2）応急対策職員派遣制度による応援

市（総合政策部）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{※1}、対口支援チーム^{※2}の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

2 災害時応援協定等に基づく要請

市（総合政策部）は、災害応急対策を実施するため職員が不足するなど必要があると認めるときは、災害時応援協定等に基づき他の市町に応援を求める。

3 関係機関、団体等への要請

市（各部）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合、災害時応援協定や災害応援協力制度（緊急消防援助隊、（公社）日本水道協会など）を活用し、当該協定書や要綱等を踏まえて応援協力を要請する。

4 消防相互応援等

第6章・第1節・第3参照

5 指定地方行政機関への職員の派遣要請

市（総合政策部）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対して当該機関の職員の派遣を要請し、又は県（経営管理部）に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

要請事項	根拠法令
① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員のあつせんについて必要な事項	派遣の根拠法令 ・災害対策基本法第29条 あつせんの根拠法令 ・災害対策基本法第30条 ・地方自治法第252条の17

第2 受援体制の確保

市（行政経営部）は、円滑な受援のため、次の措置を講じる。

（1）受援統括担当の設置

他自治体等に対し応援要請を行った場合には、受援統括担当を設置し、応援の要請・受け入れの統括・総合調整を行う。

（2）各部との調整

受援統括担当は、必要に応じ、応援団体ごとに受援窓口となる担当部を指定する。この場合、当該部の災害対応状況を確認するほか、事前の協議・調整を行う。

（3）関係車両スペースの確保

応援要請時における応援部隊の車両の受け入れを円滑に行うため、あらかじめ駐車スペースとして利用可能なスペースの確保を検討する。

（4）宿泊施設の確保

応援要請に際して、宿泊施設の確保に関する要望があった場合には、公共施設又は民間宿泊施設から選定し、確保する。

第3 応援派遣

1 県との連携による他自治体への応援

県（危機管理防災局、経営管理部、総合政策部）は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となり職員を派遣する等の応援を行うこととしている。この場合、市（総合政策部）は県と連携して職員の派遣等の応援を実施する。

2 災害時応援協定等に基づく派遣

災害時応援協定等に基づき、他市町から職員の派遣要請や物資の支援要請等があった場合は、市（総合政策部、各部）は必要な支援を行うよう努める。

第3節 水防活動に係る協力体制等【水防計画】

水防活動においては、第2章第3節及び第4節並びに本章第1節及び第2節のほか、本節に掲げる協力体制に基づき対応を行う。また、状況に応じ、第4節に掲げる自衛隊派遣要請を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 足利市と栃木県足利警察署及び足利市建設業協会との協定	総合政策部	警察署、足利市建設業協会
第2 中橋両岸部の水防活動に関する足利市と渡良瀬川河川事務所及び安足土木事務所との確認書	総合政策部	県、渡良瀬川河川事務所
第3 水防協力団体	総合政策部、消防本部	
第4 栃木県と群馬県との協定	消防本部	館林地区消防組合

第1 足利市と栃木県足利警察署及び足利市建設業協会との協定

足利市と栃木県足利警察署は、足利市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、市内で災害が発生し応急対策業務が必要と認められた場合、足利市建設業協会は必要な資機材及び人員等を提供し、市と警察と協力して応急対策業務を実施する。

第2 中橋両岸部の水防活動に関する足利市と渡良瀬川河川事務所及び安足土木事務所との確認書

足利市と渡良瀬川河川事務所及び栃木県安足土木事務所は、県道足利千代田線中橋両岸部の溢水危険時における応急対策業務について、別冊「中橋取り付け部の水防活動手順書」のとおり、水防活動を行う。

第3 水防協力団体

水防管理者は、水防法第36条の規定により、水防団（消防団）又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力する水防協力団体として（一社）栃木県建設業協会足利支部を指定している。

第4 栃木県と群馬県との協定

栃木県と群馬県との協定に基づき、本市では次の協定を結んでいる。

1 協定名

水防相互応援協定書

2 協定締結先

館林地区消防組合

3 協定の内容

（1）応援の種類

- ① 水防団員、水防資材の提供
- ② 炊き出し、その他食品の給与に必要な物資の調達及び輸送
- ③ 医療救護班の派遣及び病院その他施設のあっせん
- ④ 前各号に定めるものの外、水害に際し特に必要と認めて要請した事項

(2) 応援に要する費用

応援のため派遣された者についての費用及びその他の費用は、応援を求めた水防管理団体が負担し、その費用の額及び負担の方法は両者が協議して定める。

第4節 自衛隊に対する災害派遣要請

市は、災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、①公共性、②緊急性、③非代替性を判断の上、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

市は自衛隊の災害派遣要請を行うことが必要かつ適切と判断した場合には、躊躇なく県に対し要求を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 自衛隊の災害派遣要請	総合政策部、行政経営部、消防本部、各部	

第1 自衛隊の災害派遣要請

1 派遣要請

市（総合政策部）は、災害の発生により、人命、財産の保護が必要と判断した場合には、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく自衛隊の派遣要請をおおむね次の基準により行う。また、必要に応じて、市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

（1）知事（県）に対する要求

本部長（市長）は、知事に対して、派遣要請に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政ネットワーク、電話等で依頼し、後日速やかに文書を送付する。

（2）自衛隊への直接要請

特に緊急を要し、かつ、知事に対し依頼することができないときは、速やかに陸上自衛隊東部方面特科連隊に通知する。この場合において、速やかに知事にその旨を通知する。

<直接要請の内容>

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況等）

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区分	活動内容
① 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
② 避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
⑥ 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
⑦ 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）

⑧ 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑨ 給食、給水の支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
⑩ 入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
⑪ 物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
⑫ 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
⑬ その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣部隊の受入体制

市（各部）は、災害派遣部隊に対して次の受入体制を確保する。

<災害派遣部隊受入体制>

①担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整	総合政策部、消防本部
②災害救援のために使用する資材の準備	各部
③宿舎を必要とする場合の宿泊先斡旋	行政経営部

4 派遣部隊の撤収要請

市（総合政策部）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって県（危機管理防災局）に対し、その旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、県防災行政ネットワーク、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

5 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する。

- ① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料、修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市は必要な場合に県に対して災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 災害救助法の適用基準		
第2 災害救助法の適用手続	総合政策部、行政経営部	県
第3 災害救助法適用事務の運用	総合政策部、行政経営部、各部	県

第1 災害救助法の適用基準

大規模災害時の被害状況に対して、災害救助法適用される場合の基準（災害救助法施行令第1条第1項各号に掲げる基準）は次のとおり。

＜災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条）＞

該当条項	災害救助法適用基準
第1項第1号	足利市内の住家の滅失世帯数が100世帯以上
第1項第2号	栃木県内の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上かつ、足利市内の住家の滅失世帯数が50世帯以上
第1項第3号（前段）	栃木県内の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上で、足利市内の住家の滅失世帯数が多数
第1項第3号（後段）	災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の特別の事情がある場合で、かつ、住家の滅失世帯数が多数のもの ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
第1項第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次のいずれかの基準に該当するもの ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

住家の滅失世帯数は、被害程度に応じて次のように換算する。

被害程度	被害世帯数	滅失世帯数
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	1世帯として換算
半壊（半焼）住家	2世帯	
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	

※床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。

第2 災害救助法の適用手続

（1）市から県への被害状況報告

県（危機管理防災局）は、次に掲げる程度の災害について、栃木県災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対して被害状況について報告を求める。

市（総合政策部）は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県（危機管理防災局）に報告する。

- | |
|----------------------------------------------------------------|
| ① 災害救助法の適用基準に該当する災害 |
| ② 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害 |
| ③ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害 |
| ④ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害 |
| ⑤ その他特に報告の指示のあった災害 |

(2) 被害状況報告に際しての留意事項

- ① 市（総合政策部）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- ② 市（総合政策部）は、県、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査に当たっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- ③ 市（総合政策部）は、被害状況の調査に当たり、県（経営管理部、危機管理防災局）が必要に応じて派遣する職員の応援、協力、立ち会い等を得る。
- ④ 市（行政経営部）は、住家の被害認定に当たっては専門技術的な判断が求められる場合があるため、建築関係技術者等の応援体制をあらかじめ確保しておく。
- ⑤ 市（総合政策部）は、県に被害状況を報告し、必要に応じて内閣総理大臣に対して災害救助法の適用について協議するよう依頼する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合、直接内閣府に対して情報提供を行う。

(3) 災害救助法適用の判断

県（危機管理防災局）は、市（総合政策部）からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市（総合政策部）、県各部及び内閣府あてに通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法適用事務の運用

災害救助法の対象となる救助の種類は、次のとおりである。なお、災害が発生するおそれの段階では、「① 避難所の設置」のみが適用事務の対象となる。

災害救助法適用事務	市本部の担当
① 避難所の設置	教育委員会事務局、健康福祉部
② 応急仮設住宅の供与	都市建設部
③ 炊出しその他による食品の給与	産業観光部
④ 飲料水の供給	産業観光部、上下水道部
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	産業観光部
⑥ 医療	健康福祉部
⑦ 助産	健康福祉部
⑧ 被災者の救出	消防本部
⑨ 被災住宅の応急修理	都市建設部
⑩ 学用品の給与	教育委員会事務局
⑪ 埋葬	生活環境部
⑫ 死体の搜索	消防本部
⑬ 死体の処理	生活環境部
⑭ 住居障害物の除去	都市建設部
⑮ 応急救助のための輸送	各部

(1) 事務の委任及び補助執行

上記のうち②以外は原則として、その事務の全部又は一部は市長に委任されており、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。

なお、知事の権限の全部又は一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機

関として救助法適用事務を行う。

* (3) 市（総合政策部）は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には救助法適用事務を開始し、事後速やかに県（危機管理防災局）に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものと扱う。

(2) 救助事務の記録・対象経費等

市（行政経営部、各部）は、災害救助法適用事務の実施状況について「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録し、整理する。

災害救助法の対象経費等は、栃木県災害救助法施行細則による。

第5章 避難対策・要配慮者支援

第1節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関等と連携して、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子どもへの支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。また、必要に応じて、市民の広域避難措置を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 避難指示等の発令	総合政策部、行政経営部、健康福祉部、消防本部、消防団	県、警察署、渡良瀬川河川事務所
第2 避難所の開設・運営	総合政策部、行政経営部、健康福祉部、生活環境部、教育委員会事務局、緊急地区隊	警察署、足利市国際交流協会
第3 在宅避難者等の支援	総合政策部、健康福祉部、産業観光部	
第4 帰宅困難者対策	総合政策部、生活環境部、産業観光部	警察署、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、企業、学校、大規模集客施設、観光施設
第5 広域避難・一時滞在	総合政策部、健康福祉部、生活環境部、教育委員会事務局、各部	県
第6 被害者台帳の作成	総合政策部	

第1 避難指示等の発令

1 避難指示等の種類等

(1) 避難指示等の実施者

避難指示等は、次の法律に基づき市長等が実施する。

<避難指示等の実施者・要件等>

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	市長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第56条第1項
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法第60条第1項
	知事	市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	警察官	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
	警察官	人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条

	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94条第1項
緊急安全確保	市長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法第60条第3項
	知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	警察官	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項

(2) 警戒レベルと居住者等の行動

風水害時の避難指示等は警戒レベルに応じて実施し、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する

<警戒レベルと市民等の行動>

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[警戒レベル5] 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令する状況：災害発生又は切迫 ●市民等がとるべき行動：直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保。
[警戒レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令する状況：災害発生のおそれが高い ●市民等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
[警戒レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令する状況：災害のおそれあり ●市民者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等[*]は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者のある人等並びにその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
[警戒レベル2] 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●市民等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
[警戒レベル1] 早期注意情報 (気象庁発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●市民居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

市（総合政策部）による、市民等に対する避難指示等の発令基準、発令・伝達要領は「避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

(2) 助言の要求

市長（総合政策部）は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長（宇都宮地方気象台、渡良瀬川河川事務所）又は知事（危機管理防災局、県土整備部）に対し、災害による危険が生ずることが予想される地域、避難指示等を発令すべきタイミングなどについて必要に応じて助言を求める。

(3) 伝達事項

市（総合政策部）は、避難指示等を発令する際、次の事項を避難対象地域の居住者等に周知する。

① 避難対象地域・対象者
② 避難先
③ 避難指示等の理由
④ 避難時の注意事項
⑤ その他の必要事項（食料、物資等の持参など）

3 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命じ、速やかに県（危機管理防災局）に報告する。

<警戒区域の設定権者及び要件・内容>

設定権者	種類	要件	根拠法令
知事	災害全般	災害が発生した場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条第1項
市長	同上	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
警察官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員 （消防長又は消防署長）	火災等	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法第28条第1項 （第23条の2第1項）
警察官 （警察署長）	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法第28条第2項 （第23条の2第2項）
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条第1項
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	水防法第21条第2項

4 避難指示等の周知

(1) 一般市民への周知

市（総合政策部、行政経営部）は、避難指示等を次の手段により直ちに伝達、広報する。また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど積極的な避難の喚起に努める。

- | |
|-----------------------------|
| ① 広報車の巡回放送 |
| ② 消防・防災情報メールの配信 |
| ③ 市ホームページ、市公式SNSへの掲示 |
| ④ 緊急速報メール（エリアメール）の発信 |
| ⑤ サイレン（第3章・第1節・第1・4（5）水防信号） |
| ⑥ 防災情報電話一斉伝達システム |
| ⑦ 消防団、自主防災組織の呼びかけ、地域連絡網の活用 |
| ⑧ 放送事業者への放送要請 |

(2) 要配慮者への周知

市（健康福祉部）は、本章・第2節・第1により、避難行動要支援者に避難情報を周知する。

5 県への報告

市（総合政策部）は、避難指示等を発令したとき又は他の避難指示等実施機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県（危機管理防災局）に報告する。

6 関係機関相互の連絡

市（総合政策部）その他の避難指示等実施機関は、避難指示等を行ったときは、その内容を相互に連絡する。

7 避難の誘導

（1）市民の誘導

市（総合政策部、行政経営部、消防本部、消防団）、警察署は、自主防災組織等の協力を得て、周知する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難支援に努める。

（2）要配慮者の避難支援

市（健康福祉部）は、本章・第2節・第1により、避難行動要支援者等の避難支援を行う。

（3）要配慮者利用施設における避難確保

要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ作成した避難確保計画等に基づき、施設利用者等を迅速に避難させる。

第2 避難所の開設・運営

1 避難所の開設手順

（1）避難所開設

市（総合政策部、教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、避難指示等の発令及び災害の状況を踏まえ、指定避難所、福祉避難所等を開設する。その要領は本計画によるもののほか、「足利市避難所開設・運営マニュアル」を参照して行う。

（2）市民等への周知

市（総合政策部、行政経営部）は、開設する避難所を、本節・第1・4により市民等に周知する。また、市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、避難所の混雑状況を「災害情報共有システム」に入力し、混雑状況を市民等に提供する。

（3）県報告

市（総合政策部）は、避難所を開設又は移転した場合、ただちに次の事項を県（危機管理防災局）に報告する。

- ① 避難所開設の日時、場所
- ② 受入人員
- ③ 開設期間の見込み
- ④ その他必要事項

（4）要配慮者への配慮等

市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などの要配慮者に配慮し、また、感染症を考慮する。

市（総合政策部）は、必要に応じて、旅館・ホテル等を避難所として借上げるなど多様な避難所の確保を検討する。

（5）避難者名簿・被災者台帳

市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、避難者名簿を作成する。

また、市（総合政策部）は、被災者台帳（本節・第6参照）に反映する。

2 避難所の運営

市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は避難所の運営にあたっては、以下の点に留意する。また、「足利市避難所開設・運営マニュアル」を参照して行う。

なお、資機材等の不足に際しては、市（総合政策部）との連携の下、災害時応援協定等を活用して対応する。

（１）住民等との連携

自主防災組織、市社会福祉協議会、ボランティア団体等の協力を得るほか、避難者自身が避難所運営へ自主的に参画できる避難所運営組織の確保に努める。

（２）男女共同参画による運営

運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

（３）多様な情報伝達への配慮

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。

外国人の避難者に対する支援は、市（生活環境部）、足利市国際交流協会等との連携のもとに行う。

（４）衛生環境の確保

衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等の必要な措置を講じる。

（５）健康対策

避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設け、総合相談体制の整備に努める。

また、時季を考慮し、熱中症対策、防寒対策を行う。

食料に関する配慮として、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（６）安全安心な避難所運営

警察署と連携し、防犯巡回活動を行う。

また、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者からの申し出があった場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底する

（７）情報収集伝達手段の確保

通信事業者の協力を得て、非常用電話やインターネット等の通信施設を設置する。

（８）ペットのためのスペース

避難者が滞在する居室以外の場所に、ペットのためのスペースを確保するよう努める。

（９）その他

安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市本庁舎と避難所との連携体制を確立する。

第３ 在宅避難者等の支援

市（総合政策部、健康福祉部、産業観光部）は、避難所以外の場所での避難生活を余儀なくされた市民に対し、次のような支援に努める。

- ① 必要に応じ、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理などの支援
- ② 車中泊等の避難者に対するエコノミークラス症候群の予防法の周知等

第４ 帰宅困難者対策

１ 一斉帰宅の抑制

（１）一斉帰宅抑制の呼びかけ

市（総合政策部）及び県は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページ等を通じて、

市民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

(2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

(3) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設、観光施設等の事業者・管理者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者や観光客を一時滞留が可能な安全な場所へ誘導し、保護する。

2 一時滞在施設の開設

市（産業観光部）は、鉄道が運行停止した場合等に一時滞在施設（候補施設：地場産業振興センター、あしかがフラワーパークプラザ（市民プラザ））を開設し、駅等に滞留する帰宅困難者の受け入れを行う。

(1) 一時滞在施設への誘導

ア 企業や学校等

施設が安全でない場合、最寄りの避難所や一時滞在施設に従業員や児童生徒等を誘導する。

イ 鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、観光施設

施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、最寄りの避難所や一時滞在施設に利用者を誘導する。

誘導に際しては、市（産業観光部）や警察署と協力し、安全な誘導に努める。

ウ 地域内に滞留する帰宅困難者

市（総合政策部）が警察署や自主防災組織と協力して、避難所や一時滞在施設等に誘導するよう努める。

エ 帰宅困難者の輸送対策

市（産業観光部）は、帰宅困難者が多数発生するなど一時滞在施設への誘導が困難であるときは、バス事業者に帰宅困難者の輸送を依頼する。その他帰宅困難者の一時滞留在に当たり、必要に応じて県に支援を依頼する。

(2) 一時滞在施設での対応

市（産業観光部）は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等を提供するとともに、一時滞在施設の運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を市（総合政策部）に提供する。また、鉄道事業者は、運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を市（総合政策部）に提供する。

3 外国人への支援

市（生活環境部）は、災害の規模・被害状況等に応じ、一時滞在の外国人のため多言語による情報提供を行うことにより、外国人の安全確保に努める。

第5 広域避難・一時滞在

1 広域避難の実施

市（総合政策部）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定避難所等とすることが困難で他市町村に避難させる必要がある場合、または他市町村からの避難の受け入れを求められた場合には災害対策基本法又は災害時応援協定による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、県内の他市町に受け入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町と協議する。また、災害対策基本法第61条の5第1項に基づき、

県外の市町への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

災害対策基本法第61条の4第3項に基づき、他市町村又は県から本市への広域避難の受け入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定避難所等を提供する。

2 広域一時滞在の実施

市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるとき、または他の市町村から一時的な滞在の要請があった時は災害対策基本法又は災害時応援協定による広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、県内の他市町に広域一時滞在を要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町と協議する。また、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、県外の市町村への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。

災害協定を締結している市町に広域一時滞在の受け入れを要請する場合は、所定の事項を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知する。

(2) 広域一時滞在の受入

災害対策基本法第86条の8第3項に基づき、他市町又は県から本市への広域一時滞在の受け入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定避難所等を提供する。

また、相互応援協定を締結している市町から本市への広域一時滞在の受け入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じ、受け入れに努める。

2 市外への避難者の支援

(1) 市外への避難者の情報収集

市（総合政策部）は、県及び避難先の市町と連携し、市外への避難者の情報を収集する。

(2) 市外への避難者への情報提供

市（総合政策部）は県及び避難先の市町村と連携し、市からの被災者支援情報等を市外への避難者に提供するよう努める。

3 県外からの避難者の受入

(1) 初動対応

市（総合政策部）は、大規模災害等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、その受け入れに努める。

県（危機管理防災局）は、県外からの避難者が発生したと認められる場合は次のとおり対応し、市はこれに協力する。

ア 受入方針の決定

県（危機管理防災局）は市（総合政策部）と調整の上、県外からの避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外からの避難者の受入方針を決定する。

イ 県外広域避難所の選定

市（総合政策部）は県からの要請に基づき、指定避難所等の中から県外広域避難所を選定する。

ウ 県外広域避難所の開設・運営

市（総合政策部、教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、本節第2に準じて県外広域避難所の開設、運営を行う。

県は、市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(2) 避難者の支援

ア 県外からの避難者への総合的な支援

市（総合政策部、各部）及び県（危機管理防災局、その他部局）は、自主防災組織、ボランティア、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会等と協力して、県外からの避難者の支援に努める。

イ 県外からの避難者の地域コミュニティの形成支援

市（生活環境部）及び県（危機管理防災局）は、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会、ボランティア団体等の協力により、県外からの避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第6 被災者台帳の作成

市（総合政策部）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、活用する。

<被災者台帳掲載事項>

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 氏名② 生年月日③ 性別④ 住所又は居所⑤ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況⑥ 援護の実施の状況⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由⑧ その他必要事項 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第2節 要配慮者の支援

災害時に最も被害を受けやすい立場にある要配慮者に対して、市は、地域住民の協力を得て、要配慮者の生命や身体の保護、ニーズに配慮した支援対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 要配慮者の避難支援	健康福祉部	避難支援等関係者
第2 福祉避難所の運営	健康福祉部	
第3 要配慮者の生活支援	健康福祉部	市社会福祉協議会
第4 応急保育	健康福祉部	保育施設管理者
第5 外国人への対策	生活環境部	(公財)栃木県国際交流協会、 足利市国際交流協会

第1 要配慮者の避難支援

1 避難行動要支援者の避難支援

市（健康福祉部）は、避難情報が発令されたときは、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者や避難時協力者を通して、避難行動要支援者に伝達する。

避難支援等関係者や避難時協力者は、避難情報が発令された場合、避難行動要支援者の個別プラン（個別避難計画）に基づき、あらかじめ指定された避難所等に避難させる。

2 安否確認

(1) 在宅の要配慮者の安否確認

市（健康福祉部）は、避難支援等関係者を通して要配慮者の安否情報を収集する。また、管内の社会福祉施設等や医療機関の被害状況や負傷者等の情報を収集する。

安否確認ができない避難行動要支援者がいる場合は、必要に応じて、市（消防本部、消防団）や警察等に安否不明要配慮者の救助を要請する。

(2) 社会福祉施設等に入所している要配慮者の安否確認

市（健康福祉部）は、管内の社会福祉施設等についても、災害状況や負傷者等の情報を集約する。

第2 福祉避難所の運営

市（健康福祉部）は、福祉避難所を開設し、生活が困難な要配慮者を福祉避難所に受け入れ、支援を行う。

1 指定福祉避難所の運営

(1) 医療支援スタッフの対応

市医師会や栃木県等と連携し、市の保健師や地元医療関係者等が要配慮者の健康管理や医療相談等に対応にあたる。

(2) 情報の提供

聴覚障がい者、視覚障がい者等に漏れなく伝達されるよう、文字情報や音声情報の機能をもつ情報伝達手段を活用する。

(3) 相談窓口の設置等

要配慮者のニーズを把握するため、相談窓口を設置するとともに、巡回相談などを実施する。

(4) ニーズに応じた物資等の提供

要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等の提供に努める。

(5) 拠点福祉避難所等や病院への移送

避難が長期化する場合、拠点福祉避難所や民間福祉避難所等への入所が適切であると判断した要配慮者を順次移送する。また、医療機関で治療が必要となった要配慮者を、速やかに病院に搬送する。

(6) DWATの活用

避難所における要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、スクリーニング、各種相談対応が必要な場合は、栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県（保健福祉部）に要請する。

2 拠点及び民間福祉避難所の開設

避難が長期化する場合、拠点福祉避難所等について、施設の安全を確認するとともに、身体介護や医療相談等の生活支援提供体制が整備され次第、拠点福祉避難所として開設する。

また、民間の社会福祉施設については、緊急一時入所の可否、受け入れ可能人数等を確認する。受け入れが可能な社会福祉施設等に対しては、災害時応援協定に基づき、民間福祉避難所として開設を要請する。

第3 要配慮者の生活支援

市（健康福祉部）及び市社会福祉協議会は、要配慮者に対して次の支援を行う。

(1) 支援スタッフの配置

自分の力だけでは生活が困難な要配慮者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活行動を支援するスタッフを配置する。

(2) 災害ボランティアとの連携

災害ボランティアセンターと連携し、要配慮者支援ボランティアを配置する。

また、随時、刻々と変化するニーズの把握に努め、情報を共有し、災害ボランティアに最新の情報を提供する。

(3) 要配慮者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われる物資等が要配慮者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談などにより要配慮者のニーズを把握し、要配慮者に配慮した物資等の配布に努める。

(4) 要配慮者への相談体制の整備

要配慮者の実態調査やニーズ把握のために、総合相談体制を整備し、相談窓口の設置や巡回相談を行う。

(5) 保健福祉サービスの提供

実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続的に提供するために調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を行う。

(6) 応援要請

市（健康福祉部）は、必要と認める場合、県や災害時応援協定を締結する他自治体市町に対して、要配慮者に必要な物資の提供や支援スタッフの派遣、社会福祉施設等への緊急一時入所等を要請する。

また、人工透析を必要とする慢性腎臓がい者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、放置すると生命にかかわる疾病を有した要配慮者について、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制や、必要な医薬品、酸素供給装置などを確保する。

第4 応急保育

1 保育施設の措置

保育施設の管理者は市（健康福祉部）と連携し、予め定めている防災計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 乳幼児、職員等の安全な場所への避難及び安否確認② 災害の規模や乳幼児、職員、施設設備の被害状況に係る迅速な把握及び市（健康福祉部）への報告③ 市（健康福祉部）と連携した臨時休業、保育時間の繰り下げ又は繰り上げなど乳幼児等の安全確保 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 市の措置

市（健康福祉部）は、被害状況や復旧状況等を考慮して応急保育計画を作成し、保育施設や保育士等を確保する。また、応急保育の利用を希望する被災者等に保育内容等を周知し、申請を受け付ける。

第5 外国人への対策

市（生活環境部）は、被災した外国人のため、（公財）栃木県国際交流協会、足利市国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行う相談窓口を設置する。

第6章 救急・救助・医療・緊急輸送等

第1節 救急・救助活動

被災者に対し、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、県警察、自衛隊等は、連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市民及び自主防災組織の活動		自主防災組織、市民
第2 市の活動	健康福祉部、消防本部、消防団	
第3 消防相互応援等	消防本部	県
第4 消防、警察、自衛隊の連携	消防本部	県、警察署、自衛隊

第1 市民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防本部、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、協力して次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した場合は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した場合は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施について、消防機関等からの協力要請があった場合には、可能な限りこれに協力する。

第2 市の活動

市（消防本部、消防団）は、警察署等の関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

市（消防本部、消防団）は、災害発生時に迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、現場付近に居合わせた地域住民、通行人等の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

（1）市と市医師会等の連携による救護活動

市（消防本部、健康福祉部）は、市医師会等に医療救護班の派遣を要請して必要に応じて災害現場に救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

（2）傷病者多数の場合の搬送活動

市（消防本部）は、多数の傷病者が発生した場合は、医師、救命士等によるトリアージを行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要

請する。

(3) 関係機関との連携による搬送活動

市（消防本部）は、重症者等の病院への搬送が必要な場合、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市（消防本部）は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県（危機管理防災局）に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

市（消防本部）は、ヘリコプター離着陸場等から離着陸場を選定し、開設する。

第3 消防相互応援等

市（消防本部）は、市内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、県や協定先の消防機関等に市の状況を連絡し、応援部隊の派遣又は準備を要請する。

1 消防相互応援

市（消防本部）は、市内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、相互応援協定等による応援を要請する。

<相互応援協定の種別>

- ① 両毛地区消防機関の相互応援協定に基づく応援
- ② 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

2 緊急消防援助隊

市（消防本部）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合、県に対し応援を要請する。なお、県に連絡が取れない場合、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を直接行い、事後速やかに県に応援要請を行った旨を連絡する。

県（危機管理防災局）は、県内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第4 消防、警察、自衛隊の連携

市（消防本部）は、県、警察、自衛隊との適切な連携のもと、迅速かつ適切に救急・救助活動を実施する。

1 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

2 連絡調整員の現地派遣

各機関は市に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたり、機関相互の現場レベルの活動調整を行う。

<主な調整事項>

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 被災者の検索、救助における地域の割り当て |
| イ | 一斉合同捜索活動の実施 |
| ウ | 救助のための人員、資機材等の確保 |
| エ | 交通規制の実施 |

第2節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 実施体制	健康福祉部	
第2 緊急医療	健康福祉部	災害医療対策本部構成員
第3 健康管理活動	健康福祉部	県、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会

第1 実施体制

市（健康福祉部）は、災害により多数の傷病者が発生した場合、又は医療機関の被害等によりその機能が停止した場合、足利市医師会その他防災関係機関に対し、災害医療対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立、緊急医療班の編成・派遣、及び救護所の設置等必要な措置を要請する。

また、災害の状況に応じ、安足健康福祉センター（両毛保健医療圏・保健医療福祉調整本部）に対して医療救護活動に関して必要な措置を要請する。

第2 緊急医療

1 災害医療対策本部の設置

市（健康福祉部）は、迅速な災害医療活動を確保するため、災害対策本部の設置と同時に災害医療対策本部（候補施設：市保健センター）を設置、運営する。

本部長	足利市医師会
構成員	足利市医師会、足利赤十字病院、足利歯科医師会、足利薬剤師会、安足健康福祉センター、市（健康福祉部、消防本部）
事務局	健康福祉部
事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者、医療関係被害等の状況把握 ・ 被害状況、医療救護状況等についての医療関係機関との情報共有 ・ 中核病院等の体制確保、受入調整、搬送手段の確保 ・ 緊急医療班、医療救護班の編成、派遣調整 ・ 救護所の設置検討 ・ 医薬品等の調達、中核病院、救護所等への補給 ・ DMAT、DPAT、JMAT等の派遣要請、受入調整

2 中核病院の受入体制確保

災害医療対策本部は、中核病院における重症者等の受け入れ体制を確保する。

<主な実施事項>

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 各中核病院における重傷者等受け入れ体制の確保 ② 市医師会等による緊急医療班（医師、看護師等）の編成、中核病院への応援・協力 ③ 市（上下水道部）に対する中核病院への給水要請 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 救護所の受入体制確保

災害医療対策本部は、救護所における傷病者のトリアージ、軽症者の治療等を行う体制を確保する。

<主な実施事項>

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 救護所の設置（避難所等） ② 市医師会等による医療救護班（医師、看護師等）の編成、救護所への派遣 ③ 市（健康福祉部）による事務・連絡員の編成、救護所への派遣 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 医薬品等の確保

災害医療対策本部は、中核病院、救護所で使用し、又は不足する医薬品、医療資器材を調達し、補給する。

<主な調達方法>

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 市の備蓄品の活用② 市薬剤師会等からの調達③ 県現地災害医療本部（安足健康福祉センター）への供給要請 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5 重症者等の受入れ調整

災害医療対策本部は、重傷者等を受け入れる病院（中核病院、災害拠点病院等）を調整し、消防本部と情報を共有することにより、重傷者等の搬送に対する支援を行う。

第3 健康管理活動

傷病者に対する緊急医療の収束後、市（健康福祉部）は、安足健康福祉センター、市医師会等と巡回チームを編成し、避難所や在宅等の避難者の健康対策を実施する。

<主な健康対策>

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 医師、看護師による健診② 保健師による健康相談、こころのケア③ 歯科医師会による口腔ケア④ 薬剤師によるお薬相談⑤ 避難所の巡回相談（避難者の健康状態の観察等）⑥ 避難所の衛生管理⑦ 避難情報発令地区等の健康調査訪問 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第3節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を迅速かつ的確に輸送するため、国、県、市、防災関係機関は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 実施体制	各部	防災関係機関
第2 緊急交通路等の確保	総合政策部、都市建設部	県、警察署、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)
第3 輸送手段の確保	総合政策部、行政経営部、各部	
第4 燃料の確保	行政経営部	
第5 輸送拠点の確保	産業観光部、消防本部	

第1 実施体制

市（各部）及び防災関係機関は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じた対象を優先して緊急輸送を実施する。

（1）第1段階 救出救命期

- ① 救助・救急活動及び医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ③ 災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員及び物資
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧や交通規制等に必要な人員及び物資

（2）第2段階 避難救援期

- ① 上記（1）の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

（3）第3段階 応急対策期・復旧復興期

- ① 上記（2）の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

第2 緊急交通路等の確保

1 県警察の措置

県警察は、次により緊急交通路の確保を行う。

（1）交通状況の把握

現場の警察官や、関係機関等からの情報、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じ、通行可能な道路や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

（2）交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法、道路交通法等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は、指定区間、緊急通行車両等の手続き等を市（都市建設部）及び関係機関に連絡する。

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制を実施するときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

- ① 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復
- ② 必要に応じて、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等の実施
- ③ 必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令の実施
- ④ 緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防本部、自衛隊等と協力し、道路啓開等必要な措置の実施

(5) 関係機関等との連携

交通規制に当たって、道路管理者、市（総合政策部）との緊密な連携に努める。

2 道路管理者の措置

道路管理者は、次により、重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報、CCTV等のあらゆる手段を講じて、重要路線を中心に被害状況や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

ア 放置車両等の措置

車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- ① 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対する移動命令
- ② 運転者等が命令に従わない、又は従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合における車両等の移動
- ③ 車両等の移動によりやむを得ない場合における他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分
- ④ 車両移動等における警察署、他の道路管理者との連携

イ 代替路線の確保

重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して代替路線を確保する。

*東日本大震災では緊急輸送道路が各所で被災したこと、渡良瀬川大橋（国道50号）、渡良瀬橋（県道足利太田線）等の老朽化した橋梁が緊急輸送道路に指定されていること等から、代替ルートを早期に選定する。

<代替路線の候補>

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 主要地方道（足利環状線 通7丁目～借宿町北公園、朝倉町3丁目～御厨工業団地）② 市道（御厨工業団地～問屋団地入口、助戸1丁目～足利大学附属高校前、女子高校前～本城1丁目） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 市内の緊急輸送ネットワークの確保

市（都市建設部）は、緊急輸送道路と市の災害対策拠点（市災害対策本部、災害拠点病院、中核病院、救護所（避難所）、ヘリコプター臨時離着陸場、地域物資拠点（物資集配拠点）など）を結ぶ市道を優先して啓開する。また、啓開に当たっては、必要に応じて災害協定を締結する建設業者やレッカー業者等に協力を要請する。

第3 輸送手段の確保

1 市の車両確保

市（行政経営部）は公用車を管理し、各部の要請に基づき使用目的に応じた配車を行う。また、車両が不足する場合は、災害時応援協定を締結するトラック協会や運送事業者、指定（地方）公共機関である運送事業者等に車両の確保や輸送業務の要請を行う。

車両等の確保が困難なときは、県（経営管理部）に対して次の事項を明示して調達あつせんを依頼する。

<明示事項>

- | |
|---------------------------|
| ① 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量） |
| ② 車両等の種類、台数 |
| ③ 輸送を必要とする区間、借上げ期間 |
| ④ 集結場所、日時 |
| ⑤ その他必要事項 |

2 緊急通行車両の届出

（1）証明書及び標章の交付

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われたときは、市（各部）は、公安委員会へ申し出て、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

（2）標章の掲示

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示する。また、緊急通行車両確認証明書を携帯する。

（3）緊急通行車両の事前届出

証明書及び標章の交付を優先的に受けるため、公安委員会に対し、緊急通行車両について事前に届け出を行っておく。

3 航空輸送、鉄道輸送の要請

市（総合政策部）は、ヘリコプターや鉄道による輸送が必要な場合、県（危機管理防災局）を通じて運行機関の協力を要請する。

第4 燃料の確保

市（行政経営部）は、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう、栃木県石油商業組合と協力して市内給油取扱所に要請する。

第5 輸送拠点の確保

市は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

1 臨時ヘリポートの確保

市（消防本部）は、被災者や救援物資等のヘリコプター輸送を行うため、あらかじめ選定したヘリコプター臨時離着陸場適地から、使用する臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの受入体制を確保する。受け入れに当たっては、離着陸地点の表示、障害物の除去、飛散防止措置等の安全措置を講じる。

2 地域物資拠点（物資集配拠点）の確保

市（産業観光部）は、救援物資の集積、仕分け及び避難所等への配送を円滑に行うため、地域物資拠点を市内5箇所の県立高校等に開設する。

また、必要に応じて、災害時応援協定に基づく運送事業者による支援や災害ボランティアの協力を得て、物資の仕分け等を実施する。

第4節 食料・飲料水・資機材等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 基本方針		
第2 食料等の調達・供給	健康福祉部、産業観光部、 教育委員会事務局、緊急地区隊 各部	自主防災組織
第3 給水活動	上下水道部	
第4 生活必需品等の供給	健康福祉部、産業観光部、 教育委員会事務局、緊急地区隊	自主防災組織

第1 基本方針

1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応困難な場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合又は市からの要請を待ついとまがなく市への緊急な支援が必要であると認めた場合、市への支援を実施する。また、県が作成した「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」を活用し、県トラック協会・倉庫協会の参画等による輸送体制を確保し、広域物資拠点（県）から地域物資拠点（市）及び避難所までの円滑な物流システムを確立する。

2 要配慮者や季節への配慮

食品や生活必需品の供給に当たっては、要配慮者等に配慮するほか、災害の発生時季、時間の経過とともに変化する被災地のニーズを踏まえ、時宜を得た内容となるよう努める。

第2 食料等の調達・供給

1 食料等供給の対象

市（各部）は、次に掲げる者について食料需要の把握に努める。

- ① 給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）
- ② ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- ③ 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食料等の調達、供給

市（産業観光部）は、次により食料等を調達し、避難所等に供給する。

（1）備蓄食料等の活用

災害発生直後は、市が備蓄している食料等を被災者に供給する。

なお、飲料水の確保については、市（上下水道部）とも連携して行う。

（2）食料等の調達

市内の商業団体及び農業団体、災害時応援協定の締結団体等から、パン、弁当、ミルク、ペットボトル水などを調達して避難所等に供給する。

調達に当たっては、要配慮者等に配慮した品目も含め選定する。

搬送は、調達先の業者、団体に要請するものとし、調達先が輸送できない場合は、災害時応援協定を締結する運送事業者等に搬送を要請する。また、消費期限や災害の状況に応じて物資集配拠点（候補施設：県立高校等5か所）に一時保管した後、適宜、避難所へ搬送する。

その他調達が困難な場合、災害対策本部（総合政策部）と連携し、県（危機管理防災局）に備蓄食料等の提供又は食料等供給を依頼する。

（３）要配慮者への配慮

要配慮者への食料等が適切に供給されるよう、市（健康福祉部）と連携し、要配慮者の把握及び必要な食料等の抽出、確保を行う。市のみでは要配慮者への適切な食料等の供給が困難な場合は、県（保健福祉部）、近隣市町等に応援を求める。

（４）避難者等への配布

避難所に供給された食料等の受入れ、保管、避難者への配布は、市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）と自主防災組織、ボランティア等が協力して行う。

（５）炊き出し

避難者や自主防災組織、ボランティア等が主体的に避難所等で炊き出しを行う場合は、必要に応じ、食材、調味料、調理器具等を、学校給食共同調理場や災害時応援協定の締結団体から調達し、供給する。

第３ 給水活動

１ 飲料水の供給

市（上下水道部）は、災害時に飲料水が得られない者を対象とし、飲料水を提供する。

（１）需要の把握

速やかに断水等の被害状況、避難所や在宅の避難者数、飲料水ペットボトルの在庫等を把握し、飲料水の供給が必要な地区、水量を推定する。

（２）給水源の確保

配水池、浄水場、排水場、消火栓等を水源とする。また、不足する場合は、隣接市との水道災害相互応援協定に基づく配水管接続により、水量を確保する。

その他、受水槽、プール等の水の利用を、関係部、関係機関に要請する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど衛生を確保する。

（３）給水所の設定

原則として避難所に設置する。また、避難所が遠隔となる在宅避難者のため、必要に応じて公園等にも設置する。

（４）給水車両等の確保

給水源から給水所への搬送手段は、市が保有する給水車、水槽付消防ポンプ車等を活用する。

（５）配給方法

給水所では、施設の職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て、被災者が持参する容器に配給する。容器が不足する場合は、市が備蓄する給水袋やポリバケツを貸与する。

その他、水の持ち運びが困難な要配慮者の支援に努める。

（６）広報

給水所、給水日時、受水方法等を市民等に広報する。

２ 重要施設への給水

市（上下水道部）は、医療機関、社会福祉施設などの人命に関わる重要施設の断水状況を速やかに把握し、優先的に給水を行う。

３ 生活用水の供給

市（上下水道部）は、災害の復旧状況に応じて、被災者への生活用水の供給に努める。その際、消火栓の活用、仮設給水栓、応急仮配管等を検討する。

４ 応援要請

市（上下水道部）は、給水活動を十分に行えないときは、自衛隊の災害派遣部隊、県、（公社）

日本水道協会栃木県支部、災害時応援協定を締結する他市町村等に応援職員、給水車、給水資機材等の応援協力を要請する。

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

市（産業観光部）は、避難生活の長期化等により生活必需品が不足するなど、日常生活が困難な被災者について生活必需品の需要を把握し、供給する。

2 生活必需品の調達、供給

市（産業観光部）は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合、次により生活必需品を調達し、避難所等に供給する。

（1）備蓄品の活用

災害発生直後は、市が備蓄している生活必需品を被災者に供給する。

（2）生活必需品の調達

災害時応援協定の締結団体等から、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料等を調達し、避難所等に供給する。

搬送は、調達先の業者、団体に要請するものとし、調達先が輸送できない場合は、災害時応援協定を締結する運送事業者等に搬送を要請する。また、調達の規模や災害の状況に応じて物資集配拠点（候補施設：県立高校等5か所）に一時保管した後、適宜、避難所へ搬送する。

その他調達が困難な場合、災害対策本部（総合政策部）と連携し、県（危機管理防災局）に備蓄物資の提供又は物資供給を依頼する。

（3）留意事項

調達に当たっては、女性や要配慮者、時季、災害発生からの時間経過に伴うニーズの変化等に配慮した品目を選定する。

（4）避難者等への供給

避難所に供給された生活必需品の受入れ、保管、被災者への配布は、市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）と自主防災組織、ボランティア等が協力して行う。

第7章 保健衛生・廃棄物処理

第1節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康確保、及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む）の的確な実施を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 保健衛生対策	健康福祉部、生活環境部	県
第2 遺体取扱対策	生活環境部、消防本部、消防団	県、警察署
第3 動物取扱対策	生活環境部、産業観光部	県

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 市と県の役割

市（生活環境部、健康福祉部）は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。

県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

(2) 市の対策

市は、発生した災害の規模に応じて、県の防疫・保健衛生組織と連携して適切な防疫活動を行う。

ア 消毒等

市（生活環境部）は、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等の防疫活動を行う。
また、状況に応じて消毒剤を各戸に配布し、消毒方法を指導する。

イ 予防対策の周知・指導

市（健康福祉部）は、避難所や被災地域での感染症発生予防、まん延防止のため、チラシによる広報や避難所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法等について指導を行う。

ウ 感染症発生時の対応

市（健康福祉部）は、感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、県が実施する患者への医療及び入院勧告等の措置に協力する。また、市民に対し、感染症発生について広報を行う。

(3) 県の対策

ア 体制の確立

安足健康福祉センター内に、感染症対策・生活衛生班を編成し、適切な防疫活動実施のために被災状況を把握する。

イ 防疫活動計画の作成及び物資の確保、消毒の実施

市（生活環境部）から応援依頼があった場合、市と調整して防疫活動計画を作成し、消毒実施地域の決定や消毒の補助を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を支援する。

ウ 疫学調査の実施

緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

エ 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

オ 予防対策の周知・指導

避難所、被災地域での感染症発生予防、まん延防止のため、市（健康福祉部）と連携して感染症予防対策について指導を行う。

カ 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症対応マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

2 食品衛生対策

県（安足健康福祉センター）は、食品衛生活動体制を確立し、市（健康福祉部）、関係団体と連携し、避難所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

（１）食品衛生対策の実施

災害の状況に応じ必要と認めたときは、感染症対策・生活衛生班を編成、派遣する。

（２）避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努め、避難所や被災地区におけるリーフレット配布等による衛生指導を行う。

（３）食品関係施設の被害状況の把握・指導

市や関係団体との連携による避難所、食品集積・配給所、炊き出し場所、臨時調理施設、弁当調製施設等の被災状況の確認、把握を行う。

また、食品衛生協会と連携し、被害・稼働状況に応じ調理施設の衛生管理及び食品の衛生的取扱について指導、助言を行う。

3 栄養指導対策

（１）市の対策

市（健康福祉部）は、避難所の生活が長期化する場合は、被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者や要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

（２）県の対策

県（安足健康福祉センター）は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合に、市の対策を支援できるよう、次の対策を講じる。

ア 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況、特定給食施設等の被害状況を把握する。

イ 関係機関との調整

人材及び特別用途食品などの調達のため、必要に応じて関係機関（栃木県栄養士会等）へ支援要請を行う。

ウ 被災者の栄養指導

市と連携して被災者の栄養指導を行う。

エ 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

設置された炊事場、炊き出しの食材とその調理方法や管理方法等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

オ 巡回栄養相談

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

カ 要配慮者への食生活支援

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

キ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

4 資機材の調達

市（生活環境部、健康福祉部）は、災害発生後、速やかに保健衛生用資機材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資機材を調達する。

市内等で必要な保健衛生用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として市が警察署等の関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

市（消防本部、消防団）は、警察署等と協力して遺体を搜索する。市だけでは対応が困難である場合、災害時応援協定を活用して他市町に応援要請を行うとともに、県（危機管理防災局）に自衛隊への災害派遣要請を要求する。

遺体が流失等により他市町村に漂流した可能性がある場合は、下流の市町村等に対して搜索を要請する。

搜索時に遺体を発見した場合は、警察官に連絡する。また、警察署等関係機関と協力して遺体収容所へ搬送する。

2 遺体の収容・処置及び検案

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市（生活環境部）が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、市医師会、市歯科医師会、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

ア 市が実施する対策

市（生活環境部）は、日本赤十字社栃木県支部、市医師会、市歯科医師会、医療機関等の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

遺体が多数の場合は公共施設等に遺体収容所（候補施設：FUKAI SQUARE GARDEN 足利（市民体育館）、市民武道館）を開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

イ 県が実施する対策

県（保健福祉部）は、市（生活環境部）からの応援要請等により、県医師会等の協力を得て支援を行う。なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班や災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請する。

ウ 警察署が実施する対策

各種法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかにな

ったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市（生活環境部）へ処理を引き継ぐ。

3 遺体の埋火葬

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市（生活環境部）が遺体の応急的な埋火葬を行う。

(2) 埋葬の実施方法

市（生活環境部）は遺体収容所等で埋火葬許可書を発行し、火葬を行う。市の火葬能力を上回る場合などは、県に広域火葬を要請する。

身元不明遺体については、市が一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」により扱う。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるに当たり、県（保健福祉部）及び獣医師会等で構成する動物救護体制並びに市及び関係機関・団体の協力体制により、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等の情報を収集し、その実態を把握して適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

ア 市（生活環境部）が実施する対策

- ① 動物の被災状況等について県と連携した情報収集
- ② 県と連携した被災動物の救助及び必要に応じた搬送
- ③ 感染症のまん延防止等への配慮及び被災状況に応じた防疫措置
- ④ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索に係る犬の登録管理台帳の活用等及び県との連絡調整による情報収集、提供の実施
- ⑤ 保護した動物が死亡した場合、必要に応じて写真の掲示等による飼い主への情報提供の実施
- ⑥ 人員、機材、施設等の確保が困難な場合における関係機関との連携

イ 県（保健福祉部）への要請

市（生活環境部）は、被災動物に対する次の支援を要する場合、県に要請して関係団体の支援を確保する。

- ① 総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援
- ② 被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援
- ③ 被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を実施
- ④ 被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等を獣医師会へ要請
- ⑤ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置の実施
- ⑥ 飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置
- ⑦ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索について総合相談窓口を活用した情報を収集・提供

- ⑧ 保護した動物が死亡した場合、必要に応じて動愛センターのホームページ及び動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を実施
- ⑨ 市等から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合、関係団体と連携して対応

ウ 獣医師会への要請

市（生活環境部）は、県を通じて（公社）栃木県獣医師会に被災動物の救護及び管理等を要請する。

- ① 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談
- ② 被災動物に対する救助、治療等

エ 動物愛護推進員への要請

市（生活環境部）は、必要に応じて、動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主に対する支援活動への協力を動物愛護推進員に要請する。

オ 飼い主への要請

市（生活環境部）は、動物の飼い主に対して次の措置を要請する。

（ア）飼育困難時の対応

被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

（イ）平時の訓練・準備

災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 家畜対策

（１）家畜伝染性疾病対策

市（産業観光部）は、次の家畜伝染性疾病対策を講じる。

- ① 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生子予防、まん延防止のための措置について指導
- ③ その他必要な指示の実施

（２）死亡獣畜の処理

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合、市（産業観光部）が処理計画の策定及び実施を行う。

県（環境森林部、保健福祉部、農政部）は、必要に応じて市と協力して実施する。

ア 市の対策

- ① 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- ② 死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて、原則、県知事の許可を受けて次のように処理
 - ・移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理
 - ・移動し難い死亡獣畜については、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ 県（保健福祉部、環境森林部、農政部）の対策

- ① 死亡獣畜の処理についての指導、助言
- ② 必要と認めた場合、市等と協力して実施

第2節 災害廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 災害廃棄物の処理	生活環境部、上下水道部	自治会
第2 住居内障害物の除去	都市建設部	
第3 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去	生活環境部、産業観光部、都市建設部	

第1 災害廃棄物の処理

市（生活環境部）は、足利市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定し、適切に災害廃棄物の処理を実施する。

1 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認

緊急対応マニュアルに基づき、一般廃棄物処理施設を安全に停止させ、被害状況の確認、操業再開時期等を予測する。復旧工事を要する場合は、処理施設関係者に要請し、早期の再稼働を図る。

2 生活ごみ・避難所ごみの処理

（1）発生量の推計

避難者数や発生原単位等から、生活ごみ、避難所ごみの発生量を推計する。

（2）収集・運搬・処理

直営車両及び収集運搬委託業者の車両を活用するほか、必要台数を確保できない場合は、県やD.Waste-Net への広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組み等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。

一般廃棄物処理施設が被災した場合は、県及び近隣市町へごみ処理の支援を要請する。

（3）市民への周知

収集するごみの優先順位、臨時的な分別方法、ごみ集積所・収集曜日・収集時間等の一時的な変更、避難所でのごみの排出方法等について広報を行う。

3 仮設トイレ等・し尿の処理

（1）発生量の推計

避難者数や発生原単位等から、し尿の発生量を推計する。

（2）仮設トイレ等の配置

ア 状況把握

各避難所の避難者数、ライフラインの被害状況、仮設トイレ等の設置状況について情報収集する。

イ 携帯トイレ・簡易トイレの使用

下水道の機能に支障が生じている場合には、あらかじめ備蓄している携帯トイレや簡易トイレを使用する。この場合、携帯トイレ等の排出場所や保管方法（フレコンバッグ等）を検討する。

ウ 仮設トイレの設置

避難所毎の避難者数に応じ、仮設トイレ（汲み取り）を設置、増設する。また、在宅避難者のため、公園等にも仮設トイレを設置する。その場合、災害時応援協定締結事業者等と連携し行う。

(3) 収集・運搬・処理

ア し尿

直営車両及び収集運搬委託業者の車両を活用するほか、必要台数を確保できない場合は、県に広域支援を要請する。

し尿処理施設が稼働できない場合は、県及び近隣市町へ支援を要請する。下水処理施設が稼働している場合は、仮設トイレからのし尿の受け入れを上下水道部と調整する。

イ 携帯トイレ・簡易トイレ

平ボディ車で収集・運搬し、焼却施設で焼却処理する。焼却施設が稼働できない場合、処理できない場合等は、県及び近隣市町へ支援を要請する。

(4) 市民への周知

携帯トイレ、簡易トイレの排出方法等について広報を行う。

4 災害廃棄物の処理

(1) 被災者や災害ボランティアへの周知・広報

災害廃棄物の排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、市内処理施設の稼働状況等、被災者（外国人を含む）や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行う。

(2) 発生量の推計

建物被害の情報と災害廃棄物の発生原単位、種類別割合を用いて発生量を推計する。その際、県や専門機関から提供される情報を活用する。また、トラックスケールでの計量、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を適宜見直す。

(3) 片付けごみの回収

ア 回収方針

市が設置・管理する仮置場へ市民が直接搬入するものとし、発災直後から仮置場を設置する。

道路や河川から流出した散乱ごみや、ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、近隣住民による互助、あるいは災害ボランティアによる支援を基本とし、状況に応じて市で別途回収する方法も検討する。

イ 収集運搬車両の確保

高齢者等の災害弱者等、片付けごみを個人で仮置場へ搬入できない場合、これを回収するための車両を確保する。

収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町や県、D.Waste-Net への広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。

(4) 仮置場の設定

ア 一次仮置場の選定、設置、運営

被災地域内の空き地等を活用し、地域の代表者（自治会長等）と協議しながら、一次仮置場を選定する。また、土地所有者との調整、分別の徹底、不法投棄の監視など、地域住民の協力を得ながら運営する。

イ 二次仮置場の選定

あらかじめ選定した仮置場候補地について現地確認を行い、関係部と調整の上選定する。また、近隣住民に対して、仮置場の必要性や、一定の期間設置されることを説明し、理解を得た上で設置する。

ウ 分別の徹底、二次仮置場の管理

市民や災害ボランティアに対して分別の必要性と分別方法を初動時に周知・広報して協力を得る。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避ける。

(5) 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕、選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本市内で処理しきれない場合には、県内の市町及び両毛六市の支援による処理並びに県内の事業者等による処理を行う。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定する。

(6) 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境保全及び作業環境安全の観点から、PCB、消火器、感染性廃棄物等の適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理する。

(7) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の撤去・処理・処分は原則として所有者が実施するが、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行う。また、災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行う。

石綿については、大気汚染防止法、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)に基づき、適正に取扱うよう解体業者に対し指導を徹底する。

(8) 処理の進捗管理

災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量、解体家屋数、処分量等の数量を把握し、進捗管理を行う。

第2 住居内障害物の除去

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は同法の範囲内で市(都市建設部)が支援する。

1 啓発・情報提供

市(都市建設部)は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うほか、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 災害救助法による支援

災害によって障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力では障害物を除去できない被災者を対象とする。

市(都市建設部)は、住居障害物除去制度の周知、申し込みの受け付けを行い、建設業者との請負契約により除去を実施する。

第3 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

市(生活環境部、産業観光部、都市建設部)は、災害により大量の土砂とがれきが混ざりあった状態で宅地に堆積し、堆積土砂排除事業(国土交通省)の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業(環境省)の対象となるがれきを一括除去する必要がある場合や、災害復旧事業(国土交通省、林野庁など)の対象となる道路等公共土木施設の土砂も一括除去する必要がある場合は、それらを分別せずに除去する「連携スキーム」の活用を検討する。

この場合、関係部が連携し、一括除去の運用体制を確保するとともに、関係省庁(環境省、国土交通省、林野庁等)と連携スキームの運用について協議する。

第8章 インフラ施設等の応急対策

第1節 インフラ施設等の応急対策

災害に際して、市民の生活に多大な影響を及ぼす交通・ライフライン施設等の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 輸送関係施設の対策	都市建設部	県、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
第2 ライフライン関係施設の対策	総合政策部、上下水道部、消防本部	警察署、東京電力パワーグリッド(株)、各電気事業者、足利ガス(株)、(一社)栃木県LPガス協会、東日本電信電話(株)

第1 輸送関係施設の対策

1 道路施設（市・県の連携）

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により連携して対応にあたる。

（1）被害情報の収集

ア パトロール巡視等（市・県）

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害のおそれのある箇所は未供用道路も含む。）の収集に努める。

イ 関係機関等との連携（市）

市（都市建設部）は、国（宇都宮国道事務所）、県（安足土木事務所）、警察など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

ウ 概括的な状況把握（県）

県（安足土木事務所）は、市（都市建設部）等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な状況把握に努める。また、ヘリコプターや災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）等の活用により災害情報収集の迅速化を図る。

（2）被害情報の伝達

ア 管理道路に係る情報伝達（市）

市（都市建設部）は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県（県土整備部）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 管理道路に係る情報伝達（県）

県（県土整備部）は、道路の被災状況、国土交通省からの情報、県が実施する応急対策の活動状況等を市（都市建設部）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

ウ 道路管理者間の情報共有（市・県）

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置（市・県）

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制（市・県）

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 二次災害の防止（市・県）

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 道路情報の提供（市・県）

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 道路施設（宇都宮国道事務所の対策）

(1) 被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 管理道路に係る情報伝達

道路の被災状況を関東地方整備局、県、市（都市建設部）等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 道路管理者間の情報共有

管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

本節・第1・1（3）に準ずる。

3 道路施設（東日本高速道路(株)の対策）

(1) 被害情報の収集

高速道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡回等により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 被害情報の伝達

各管理事務所、料金所、休憩施設に対して被害情報の伝達を行う。

イ 関係機関への伝達

必要に応じ県、市（都市建設部）、関係機関等に連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急措置

災害発生後直ちに高速道路の点検を実施し、必要と認められる場合は通行を禁止、制限する。

イ 交通の確保

被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通の確保を図る。

4 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

(1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等に多数の死傷者発生又は危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急措置

ア 緊急措置

災害発生後直ちに線路、車両、駅構内の点検を実施し、必要と認められる場合は運行中止や駅の閉鎖を行う。

イ 輸送の確保

被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、輸送の確保を図る。

ウ 代替輸送

復旧に時間がかかる場合は他の交通手段による代替輸送を検討する。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

市（上下水道部）は、次の応急対策を行う。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。なお、断水地域、戸数の把握に当たっては、市民からの情報を活用する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておくよう努める。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 導水管及び送配水管の復旧

最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。なお、設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には、仮設配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

水道施設の被害状況、復旧見込等について市民等への情報提供に努める。

(4) 応援の依頼

速やかな復旧を図るため、足利市上下水道設備事業協同組合及び関係会社等に協力を要請し、

人員、資機材などの確保に努める。

被害規模が大きいなど水道施設の復旧のため必要と認めるときは、（公社）日本水道協会や災害時応援協定を締結する他市町村、その他水道事業者等に応援職員や資機材等の提供を依頼する。

2 下水道施設

市（上下水道部）は、大規模災害が発生した場合、速やかに下水道施設の被害状況を把握し、防災関係機関と連携し、応急復旧に必要な資機材、車両及び人員等を確保し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、排水に万全を期す。

（1）管渠の応急措置

ア 移動式ポンプの配置

下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

イ 幹線被害対応

幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。

ウ 枝線被害対応

枝線の被害については直接本復旧を行う。

エ 塵芥等流入防止措置

多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール、雨水枡等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

オ 二次被害防止

工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせる。

（2）下水処理場・ポンプ場等の応急措置

ア 停電対策

下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期す。

イ 浸水対策

下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期す。

（3）資機材等の確保

ア 事業者団体等との連携

下水道施設の応急復旧にあたっては、足利市建設業協力会や、関係業者等の協力を得て行う。

イ 資機材等確保手順

応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。災害の規模により多くの資機材若しくは車両を必要とする場合には、指定工事店等所有の資機材等の緊急調達を行う。なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供又は関係会社等からの調達協力を要請する。

（4）広報

下水道施設の被害状況、復旧見込等について市民等への広報に努める。

3 電力施設

（1）東京電力パワーグリッド(株)

災害が発生した場合、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

ア 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに市（総合政策部）、県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

イ 応急措置

（ア）要員・復旧資材の確保

同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

（イ）電力の融通

同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

（ウ）危険予防措置

市（総合政策部、消防本部）、県警察（足利警察署）は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド（株）に対して送電の停止を要請する。同社は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

（エ）自衛隊の災害派遣要請

被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は適切な措置を行うものとする。

（オ）応急工事の実施

恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら応急工事を実施する。

（カ）広報

被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

（２）その他の事業者

発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各事業者（「電気事業者」という。）は、（１）に準ずる対策を講じる。

4 電気通信施設

東日本電信電話（株）栃木支店は、災害の規模により本社、支社及び支店に災害対策本部等をそれぞれ設置し、重要通信の確保、被災した電気通信設備等の復旧を迅速かつ的確に行う。

他の電気通信業者も同様の措置をとる。

（１）災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行い、警戒措置をとる。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 電源の確保② 非常用対策機器（無線機器、移動電源車等）の発動準備③ ビル建築物の防災設備の点検④ 工事用車両、工具等の点検⑤ 保有する資機材、物資の点検⑥ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握⑦ その他 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次の応急措置を行う。

- ① 通信の利用制限
- ② 非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報の優先・確保
- ③ 可搬形無線装置、移動衛星無線車等による通信の確保
- ④ 特設公衆電話の設置
- ⑤ 応急復旧用交換機
- ⑥ 臨時電報、電話受付所の開設
- ⑦ 回線の応急復旧
- ⑧ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網や防災行政無線等との連携

(2) 応急復旧対策

地震により被災した電気通信設備の復旧は、次のとおりとする。

ア 応急復旧工事

- ① 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

イ 原状復旧工事

- ① 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復旧する工事

ウ 本復旧工事

- ① 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ② 電気通信設備が全く消滅した場合の復旧工事

被災した電気通信設備の復旧は、次の順位にしたがって実施する。

順位	復旧対象
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 新聞社等の機関に設置されるもの ○ 金融機関に設置されるもの ○ その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 各防災関係機関は、電気通信事業法施行規則に基づき総務大臣が指定する機関

(3) 広報

第2章・第6節・第1のとおり行う。

5 都市ガス施設

足利ガス(株)は、事業区域内のガス供給施設に被害が生じた場合、他の都市ガス事業者と相互に協力し、被害を最小限に食い止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。

(1) 被害情報の収集

保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

(2) 被害情報の伝達

被害の概況が把握された時点で、速やかに県、市(総合政策部、消防本部)、警察署、防災関係機関に被害情報を連絡する。

被害の状況により、救援が必要と判断される場合は、県都市ガス協会幹事事業者に対してあ

らかじめ被害情報を連絡する。

(3) 応急措置

ア 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認められる場合は、保安規程に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

イ 二次災害の防止対策

被害状況により必要と判断される場合は、ガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止対策をとる。

ウ 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

エ ガス供給施設復旧計画

供給停止となった地域の早期復旧を図るため、復旧基本計画の策定後、被害状況の収集や被害踏査を実施し、中圧導管、重要施設、被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立てて、復旧作業を実施する。なお、被害調査は、低圧導管へのガス供給源となる中圧導管設備を含む重要路線及び建物被害の状況を、修繕に先立ち調査する。

その他、復旧作業の迅速化、効率化のため、関係機関、特に市（上下水道部）と必要に応じ情報交換を行う。また、復旧作業は、中圧の復旧と低圧の復旧の連携を取りながら実施する。

(4) 広報

二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため、次により迅速かつ適切に実施する。

ア 災害発生直後の広報

ケーブルテレビ、ラジオ、市の広報車などの協力を得て、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

イ ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。供給継続地区へのガスの安全使用についても適切な広報を行う。

6 LPガス施設

LPガス販売事業者は、消防署、警察署及び（一社）栃木県LPガス協会等関係機関と連携し、LPガスによる災害を最小限に止め、LPガス消費者や住民等の安全確保について適切な措置を講じる。

(1) 販売事業者等が実施する対策

ア 応急措置

(ア) 情報の収集

販売事業者は、災害が発生した場合、地域内のLPガスの被害状況の把握に努め、状況に応じて（一社）栃木県LPガス協会等関係機関への報告、連絡等を速やかに行う。

（一社）栃木県LPガス協会は、各地域の被害状況の把握に努め、県（危機管理防災局）に報告、連絡等を適切に行う。

(イ) 危険防止措置

販売事業者は、相互に協力し合い、LPガス漏洩による爆発、火災等の二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行う。また、消防署、警察署及びLPガス保安センター等と連携して適切な措置を講じる。

イ 復旧措置

販売事業者は、相互に協力し合い、被害を受けた消費者ガス設備の個別点検等二次災害発生防止措置を講じたうえで、L P ガスの供給再開を行うものとする。

ウ 応援協力

販売事業者は、応急措置及び復旧の実施に当たり、人員、資機材等を相互に応援又は協力する。

地域内での対応が困難な場合は、（一社）栃木県L P ガス協会が応援協力を調整する。

（2）市の対策

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）、（一社）栃木県L P ガス協会等関係機関と連携し、被害状況を早期に把握する。また、L P ガスの漏洩により、爆発、火災の発生又はそのおそれがあると判断した場合は、市民等の避難等について、迅速、的確な措置を講じる。

（3）消費者の措置

L P ガスの消費者は、災害発生時には直ちに火気の使用を中止し、容器のバルブを閉める。

第2節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市の対策	消防本部	
第2 県の対策		県
第3 河川管理者等の対策	都市建設部	県、渡良瀬川河川事務所、水路等の管理者
第4 危険物等取扱事業者の対策		放射性同位元素等取扱事業者、石油類等危険物取扱事業者、LPガス・一般高圧ガス事業者、足利ガス(株)、火薬類取扱事業者、毒物・劇物取扱事業者等

第1 市の対策

1 放射性同位元素等事故

市（消防本部）は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど、職員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して応急活動を実施する。

また、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射性同位元素等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導等必要な措置を実施する。なお、管理区域内における注水は放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。

2 石油類等危険物漏洩事故

市（消防本部）は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

3 ガス施設事故

市（消防本部）は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。また、漏洩ガス滞留による引火爆発等の二次災害に留意して消火活動等を実施する。

4 毒物・劇物事故

市（消防本部）は、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

第2 県の対策

1 放射性同位元素等事故

安足健康福祉センターは、配備しているサーベイメータにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに市（総合政策部、消防本部）へ提供する。

2 毒物・劇物事故

県（保健福祉部）は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報提供を行う

県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

第3 河川管理者等の対策

危険物が漏洩した場合、河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、次の措置を講じる。

- ① パトロールによる監視及び必要に応じた適切な応急対策
- ② オイルフェンスの拡張など危険物の拡散防止、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用した回収作業の実施

第4 危険物等取扱事業者の対策

1 放射性同位元素等取扱事業者

放射性同位元素等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国（原子力規制委員会）、県（危機管理防災局）、市（消防本部）及び警察（足利警察署）に連絡する。

2 石油类等危険物取扱事業者

石油类等危険物取扱事業者は災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、次の対策を行う。

（1）火災・爆発等対策

- ① 消防、警察等への速やかな通報による協力体制の確立
- ② 自衛消防組織等の活動要領に基づく自主防災活動
- ③ 災害の拡大防止のため、関連する施設及び装置等の緊急停止及び被災施設、関連施設の点検
- ④ 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置の実施
- ⑤ 地域住民への速やかな周知及び避難誘導等適切な措置の実施並びに関係機関に対する市民への広報や避難誘導等の協力要請

（2）漏洩対策

- ① 消防、警察等への速やかな通報による協力体制の確立
- ② 自衛消防組織等の活動要領に基づく自主防災活動
- ③ 土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等による危険物の流出防止
- ④ 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置の実施
- ⑤ 地域住民への速やかな周知及び避難誘導等適切な措置の実施並びに関係機関に対する市民への広報や避難誘導等の協力要請

3 LPガス・一般高圧ガス事業者

LPガス・一般高圧ガス事業者は災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、次の対策を行う。

（1）速やかな応急措置の実施

- ① 販売事業者等は、二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を実施
- ② 事業者は、直ちに応急点検を実施、また、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置に

よりガス漏洩防止を図るほか、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報

(2) 応援・協力

- ① 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては人員、資機材等に関し相互に応援、協力
- ② 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請

4 都市ガス事業者

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、保安規程に定める処理要領に基づき、施設の点検、供給区域内の巡視を行う。

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、応急対策を実施する。また、必要に応じてガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

5 火薬類取扱事業者等

火薬類取扱事業者は災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、次の対策を行う。

- ① 災害により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合で、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送の実施及び見張り人の配置
- ② 移送する余裕がない場合等は、火薬類を水中に沈める等安全な措置を実施
- ③ 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告
- ④ 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄

6 毒物・劇物取扱事業者等

毒物・劇物取扱事業者等は災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、次の対策を行う。

- ① 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合における市（消防本部）、県、警察等への通報
- ② 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置及び周辺住民の安全を確保するための措置
- ③ 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置

第3節 農林業関係対策

被害を受けた農作物・林産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林体制の再開を目指す。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 農地・農業用施設等の 応急対策	産業観光部、農業委員会	県、農地・農業用施設管理者

第1 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

施設管理者は、風水害発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

施設管理者は、施設の点検・監視の結果、危険と認められる場合は、県（農政部）、市（産業観光部）、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市（産業観光部、消防本部）、警察署に通知し、地域住民に周知する。

2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市（産業観光部、農業委員会）は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。安足農業振興事務所及び県南環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者による応急対策

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

(ア) 土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合の対策

速やかに県（環境森林部、農政部）、市（産業観光部、農業委員会）等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合の対策

被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 障害物の除去

集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ダム、ため池等の対策

ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 危険箇所の対策

被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 県・市の対策

県（環境森林部、農政部）及び市（産業観光部、農業委員会）は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農林業共同利用施設

農林業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

(1) 施設の点検・監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

また、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（環境森林部、農政部）、市（産業観光部）、地域住民、関係機関へ連絡する。

(2) 災害応急対策

施設管理者は、農林業共同利用施設の被害状況を把握し、安足農業振興事務所及び県南環境森林事務所等に報告する。

第9章 教育・社会文化施設等の応急対策

第1節 学校の応急対策

災害時の児童生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、市、県は、必要な措置を講じる。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 応急措置	教育委員会事務局	校長等
第2 応急時教育の実施	総合政策部、教育委員会事務局	
第3 学用品の調達・給与	教育委員会事務局	

第1 応急措置

校長等は市教育委員会と連携し、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ① 児童生徒、教職員等の安全な場所への避難及び安否確認
- ② 災害の規模や児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況に係る迅速な把握及び市教育委員会に対する報告
- ③ 市教育委員会との連携による臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動停止等による児童生徒等の安全確保
- ④ 避難所等の防災拠点としての役割を果たす学校等における避難所の運営や設備の提供等に係る市への協力

第2 応急時教育の実施

1 教育施設の確保

(1) 施設の選定

市（教育委員会事務局）は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような想定により、応急時教育の実施場所を選定する。

なお、当該教育施設が当該災害において避難所となっている場合には、市（総合政策部）と協議・調整を行う。

<応急教育実施場所の考え方>

災害の程度	応急時教育の実施場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	① 特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館等公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	① 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 ② 応急仮校舎
市内の大部分について災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

※その他二部授業の方法を検討する。

(2) 施設運用の考え方

被災地域が広範囲で、校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

2 教職員の確保

市（教育委員会事務局）は、教職員が不足する場合、次により教職員を確保する。

（１）他校からの教員派遣

市内における災害の状況により、被害を免れた学校の教職員を適宜、被害を受けた学校に派遣し、教育の正常化に努める。

（２）県教育委員会との連携

市内の被災状況がひどく、（１）によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、市教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。

（３）退職教員の臨時雇用等

災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来たす場合、県教育委員会に退職教員を臨時に雇用するなどの対策を求める。

3 応急教育計画

市（教育委員会事務局）は、休業の実施及び授業が不可能になる事態が予想される場合の学習内容、方法について指導する。各学校長は、次の措置を講じる。

（１）応急教育計画の策定

児童生徒に対する風水害予知情報、災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等について、応急教育計画を策定する。

（２）臨時の授業体制構築

被害の程度に応じて教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を策定する。

（３）長期休業時の対応

授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行う。

第3 学用品の調達・給与

市（教育委員会事務局）は、各学校長を通じて支給対象となる児童生徒を調査して教科書及び学用品を確保し、各学校長を通じて給付する。

教科書は、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を把握して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡して調達する。学用品については、県から送付されたものを配布するほか、県の指示により調達する。

支給対象者、品目、実施期間等は、栃木県災害救助法施行細則による。

第2節 社会教育施設の応急対策及び文化財の保護

災害時の社会教育施設利用者について安全確保の万全を図る。また、文化財の被害状況を把握し、後世に引き継ぐため、早期の復旧作業に繋げる。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 社会教育施設における 応急対策		施設管理者
第2 文化財の保護	教育委員会事務局	文化財所有者

第1 社会教育施設における応急対策

施設管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護をはじめとした応急対策に努めるとともに、対応体制を確立し、市（教育委員会事務局）に報告する。

第2 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市（教育委員会事務局）に通報する。なお、所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。

市（教育委員会事務局）は、通報を受理したときは県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

市（教育委員会事務局）は、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、作成に協力するとともに、その結果は県を通じて文化庁に報告し、状況によって係官の派遣を求める。

第10章 市民生活の維持・再建に資する応急対策

第1節 家屋被害調査

災害後の被災住民による住宅復旧作業等のため、迅速な家屋被害調査の実施と罹災証明書の円滑な交付を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 家屋被害調査の実施	行政経営部、消防本部	

第1 家屋被害調査の実施

市（行政経営部）は、災害対策基本法に基づき、当市の地域に係る災害が発生した場合において、災害により被害を受けた住家等の所有者等から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明又は被災証明書の交付を行う。

また、災害救助法による滅失世帯の確認が必要なときは、被災地区の住家を対象に被害認定調査を行う。

被害家屋認定調査並びに罹災証明書等の交付にあたっては、「足利市罹災証明書等交付事務取扱要領」、「罹災証明書等発行マニュアル」（資料編）に基づく認定作業を行う。

被害認定は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被害認定を行う。

〈住家被害の程度と基準〉

被害程度	損壊割合※ ¹	損害割合※ ²
全壊	70%以上	50%以上
半壊	20%以上70%未満	20%以上50%未満
	大規模半壊 50%以上70%未満	40%以上50%未満
	中規模半壊 30%以上50%未満	30%以上40%未満
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満	10%未満

※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

（地震、水害、風害の場合は、原則として「※2 損害割合」により判定する。）

なお、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的かつ適正な調査手法を検討する。

また、火災により焼失した家屋等は、市（消防本部）が消防法に基づく火災調査を行う。

第2節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、関係機関は、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 実施体制	都市建設部	県
第2 公営住宅等の一時供給	都市建設部	
第3 応急仮設住宅の供給	健康福祉部、生活環境部、都市建設部	県
第4 被災住宅の応急修理	都市建設部	

第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する住宅の提供、被災住宅の応急修理は、原則として市（都市建設部）が行う。ただし、災害救助法を適用した場合は原則として県（県土整備部）が行う。

2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公営住宅等とし、不足する場合に応急仮設住宅を建設し、又は民間賃貸住宅を借上げる。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

市（都市建設部）は、被災者のうち次の条件を満たす者に対し公営住宅等の一部供給を行う。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- ① 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- ② 居住する住家がないこと
- ③ 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

市（都市建設部）は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。

市内で確保できない場合は、県（県土整備部）に県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを求める。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の対象、規模、費用の限度、期間等は、栃木県災害救助法施行細則の基準による。なお、供給に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 応急仮設住宅の建設

（1）設置予定場所

市（都市建設部）において決定する。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県（危機管理防災局）に報告する。

(2) 建設方法

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

2 民間賃貸住宅の借上げ

県（県土整備部）は、「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」等を活用し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

3 応急住宅の管理運営

市（都市建設部）は、市（健康福祉部、生活環境部）と連携し、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法第4条に基づく被災住宅の応急修理の対象、規模、費用の限度、期間等は栃木県災害救助法施行細則の基準により行う。

市（都市建設部）は、同法に基づく応急修理制度の実施にあたっては、実施要領を作成し、修理事業者、被災者に周知する。また、市指定の修理事業者を選定し、修理申込者に紹介する。

応急修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

第3節 孤立集落の応急対策

市は、災害に起因する土砂災害や大雪等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 孤立実態の把握	総合政策部、都市建設部、消防本部、消防団	県、自主防災組織
第2 通信体制の確保	総合政策部	
第3 生活必需物資の供給	産業観光部	
第4 道路の応急復旧	都市建設部	県、宇都宮国道事務所

第1 孤立実態の把握

市（総合政策部、都市建設部、消防本部、消防団）は、県（安足土木事務所）や自主防災組織と協力して市北部の中 山間地の各集落との通信の疎通やこれに通ずる道路の被災状況等を早期に調査する。また、孤立集落がある場合は、集落内の救助者、食料・生活必需品の在庫等の状況を調査する。

また、必要に応じて県（危機管理防災局）に消防防災ヘリコプター等による調査要請するほか、災害時応援協定に基づく民間ヘリコプターや無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。

第2 通信体制の確保

市（総合政策部）は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第3 生活必需物資の供給

市（産業観光部）は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第4 道路の応急復旧

道路管理者は、孤立集落への輸送ルートへの応急復旧を優先する。

第4節 災害相談・災害ボランティア・義援金等の受入

災害収束時後市民生活再建支援のため、被災者に寄り添った災害相談を行えるようにする。
大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 災害相談	生活環境部	
第2 災害ボランティアの受入・活動支援	生活環境部、各部	市社会福祉協議会
第3 義援金・寄付金の受入・配分	総合政策部、会計課	

第1 災害相談

1 市コールセンターの設置

市（生活環境部）は、市民等からの電話による問い合わせが多数ある場合、コールセンターを設置し、電話、FAX等による市民等からの問い合わせ、要望、相談等に対応する。

2 市災害相談総合窓口の設置

市（生活環境部）は、災害相談総合窓口を設置し、被災者からの各種相談、支援制度の手続き等に対応する。

相談対応項目は、災害の規模や状況等を考慮して設定する。また、相談項目に関係する部は、相談対応職員を窓口に派遣する。

3 安否情報の照会対応

市（生活環境部）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された住民の安否情報を確認する。

回答の際は、災害対策基本法の規定より、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答する。また、回答に備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第2 災害ボランティアの受入・活動支援

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

大規模災害が発生した場合、市社会福祉協議会は、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンター（候補施設：総合福祉センター）を設置する。

市（生活環境部）は、災害ボランティアセンターの活動に必要な情報、施設、資機材等の提供に努める。

＜災害ボランティアセンターの主な機能＞

- ① 災害ボランティアの募集、受付、登録
- ② 被災者からのニーズの受付
- ③ 被災者ニーズと登録ボランティアとのマッチング
- ④ 市災害対策本部、県災害ボランティアセンター、ボランティア団体との連絡調整
- ⑤ ボランティアの宿泊施設の斡旋

2 災害ボランティアの受入れ

(1) 一般ボランティアの受付け

市（生活環境部）は、避難所や仮設住宅等における一般ボランティアのニーズを各部から受け付け、市災害ボランティアセンターに提供する。また、マッチングされた一般ボランティアを担当部にあっせんする。

(2) 専門ボランティアの受付け

市（各部）は、医療、福祉、建築、土木等の専門分野のボランティアの応募を受け付ける。災害ボランティアセンターに応募があった場合は、市（生活環境部を通じて各部）にあっせんする。

3 ボランティア活動の支援調整

市（生活環境部）及び市社会福祉協議会は、多くの災害ボランティアの活動を支援・調整する体制を確保する。また、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、ボランティア関係団体等と密に情報を共有して連携のとれた支援活動となるよう調整する。

その他、災害ボランティアの生活環境の確保に配慮する。

なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

第3 義援金・寄付金の受入・配分

1 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金の募集、受付保管

市（会計課）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

また、本部長（市長）の指示に基づき、市独自に義援金や寄付金を募集し、市ホームページ等で広報する。

(2) 義援金の配分

市（会計課）は、本部長（市長）の指示に基づき、災害義援金配分委員会（足利市自治会長連絡協議会、市社会福祉協議会から推薦を受けた者及び必要に応じ市防災会議を構成する機関から選出）を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮した配分方法を決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

市（会計課）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

2 寄付金の受入

市（総合政策部）は、ふるさと納税による寄附金の申出があった場合は受入を行い、義援金や災害復興に係る経費等に充当する。